

清流と水と里山

人と自然が共生する安全安心なまち

～豊かな自然環境とともに歩むまちを目指して～

第2次那珂川町環境基本計画

後期計画（案）

令和 年 月

那珂川町

第2次那珂川町環境基本計画 後期計画 目次

序 説	1
1 後期計画策定について	1
2 計画の基本となる考え方について	1
3 那珂川町の概要	3
(1) 町の位置、地形等	3
(2) 人口・世帯数	4
基本計画	5
第1部 環境施策の推進	6
1 施策の体系	6
2 環境施策の推進	7
(1) 美しい自然と共生するまち(自然環境)	7
1) 森林の保全	7
2) 農地の保全	11
3) 水辺の保全	13
(2) 潤いと安らぎのあるまち(生活環境、快適環境)	16
1) 大気の保全、悪臭の防止	16
2) 水質の保全	23
3) 騒音・振動の防止	28
4) 清潔なまちづくり	29
5) 良好な景観の形成	30
(3) 循環型社会を目指すまち(地球環境、資源循環、エネルギー)	32
1) 廃棄物の減量、資源の循環	32
2) 地球環境の保全	38
(4) 環境について考え行動するまち(環境教育、環境学習、参画と協働)	43
1) 環境教育・学習の推進	43
2) 住民・事業者活動の支援	44
3) 仕組みづくり	46

第2部 重点プロジェクトの推進	48
1 前期重点プロジェクトの実施状況	48
2 後期重点プロジェクトについて	49
第3部 第2次那珂川町環境基本計画後期計画の実行に向けての 住民、事業者、行政の各主体の役割と責務	50
1 住民	50
2 事業者	50
3 行政	51
4 滞在者	51
第4部 第2次那珂川町環境基本計画後期計画の推進	53
1 実行計画	53
2 進行管理体制	54
参考資料	55

序 説

1 後期計画策定について

私たちが暮らす水と緑に囲まれた美しい星、地球は、現在地球温暖化問題をはじめ様々な環境問題を抱えています。

これに対して国際社会では、2015年パリ協定を採択し、196か国以上の国と地域において、温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減を目標とし、達成に向けて努力しています。そのほか、SDGs (Sustainable Development Goals) と呼ばれる17の持続可能な開発目標を全会一致で採択し、各国が協力して2030年の目標達成に向かっていきます。

このような状況を踏まえ、本町においては、環境保全の取り組みを、総合的・計画的に推進するため、平成17年10月に那珂川町環境基本条例、平成21年3月に環境基本計画を策定、そして平成31年3月に令和10(2028)年度を目標年次とする基本構想を含む、第2次那珂川町環境基本計画を策定しました。

計画策定以降今日に至るまで、気温の上昇や自然災害の激甚化など、私たちを取り巻く環境は日々変化しています。また新型コロナウイルス感染症の流行など日常生活において様々なリスクが顕在化してきています。

このような状況において、これまでの5年間の取り組み結果を点検・評価するとともに、今後5年間の取り組みを明確にし、令和10(2028)年度を目標とする第2次那珂川町環境基本計画(後期計画)を策定しました。

2 計画の基本となる考え方について

持続可能な開発目標(SDGs)の考え方の活用による環境・経済・社会の好循環の創出持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goalsの略)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰ひとり取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

この中にはエネルギー、持続可能な生産と消費、気候変動、海洋資源、陸域生態系といった地球環境問題と密接に関わるゴールが数多く含まれており、地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感を反映しています。

SDGsの17のゴール・169のターゲットは、相互に関係しており、その達成のためには、環境、経済、社会という三つの主要素を調和させることが欠かせません。

SDGsの達成には、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、一つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すことが重要となります。また、現状をベースとして実現可能性を踏まえた積み上げを行うのではなく、目指すべき社会から振り返って現在すべきことを考えるという思考法(「バックキャスト」の考え方)が重要とされています。

このようなSDGsの考え方に則り、単に環境分野の課題解決のみでなく、環境を守ることが質の高い快適な生活や経済成長にもつながるような、分野横断的施策を展開していきます。



出典：国連広報センターホームページ

3 那珂川町の概要

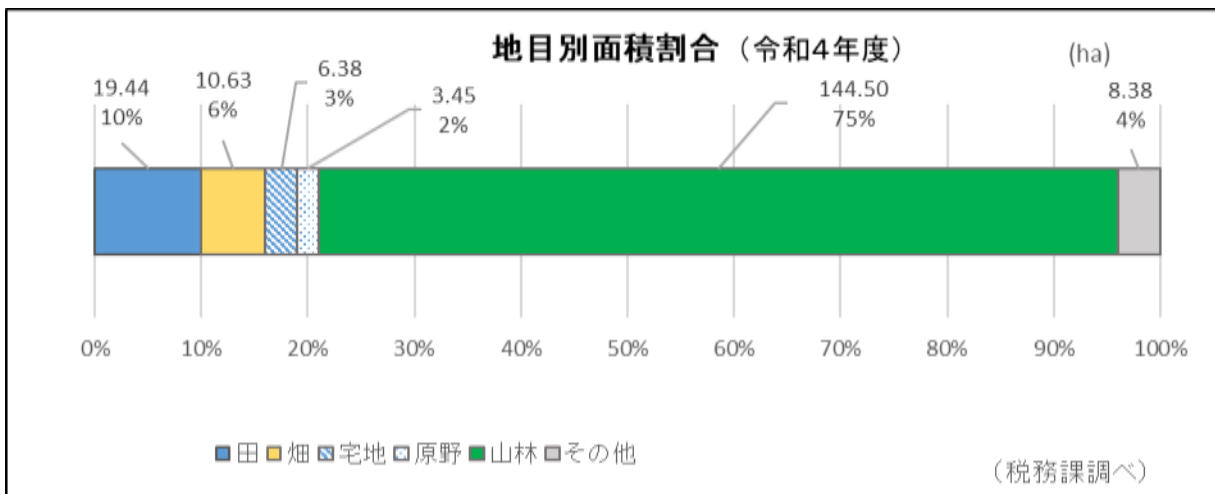
(1) 町の位置、地形等

本町は、栃木県の東北東に位置し、北は大田原市、南は那須烏山市、西はさくら市、東は茨城県大子町、常陸大宮市と接しています。東西約 22km、南北約 18.9km と東西に長く、総面積は 192.78 km²で、県全体の 3% を占めています。

本町の地形は、八溝山地の最高峰の八溝山から南西方向に連なる山地が大半を占め、高倉山を中心とする丘陵地帯、鷲子山の北西斜面の丘陵地帯、さくら市から続く西部の喜連川丘陵地帯、那珂川沿いに広がる平坦地帯で構成されています。

町名の由来ともなる清流那珂川が南流し、その右岸は流れに沿って比較的平坦な沃野が広がり、河岸段丘上に市街地が形成され丘陵地に集落が点在しています。一方、左岸は武茂川が貫流し、その下流に市街地が形成され、山間地の小河川沿いに集落が点在しています。

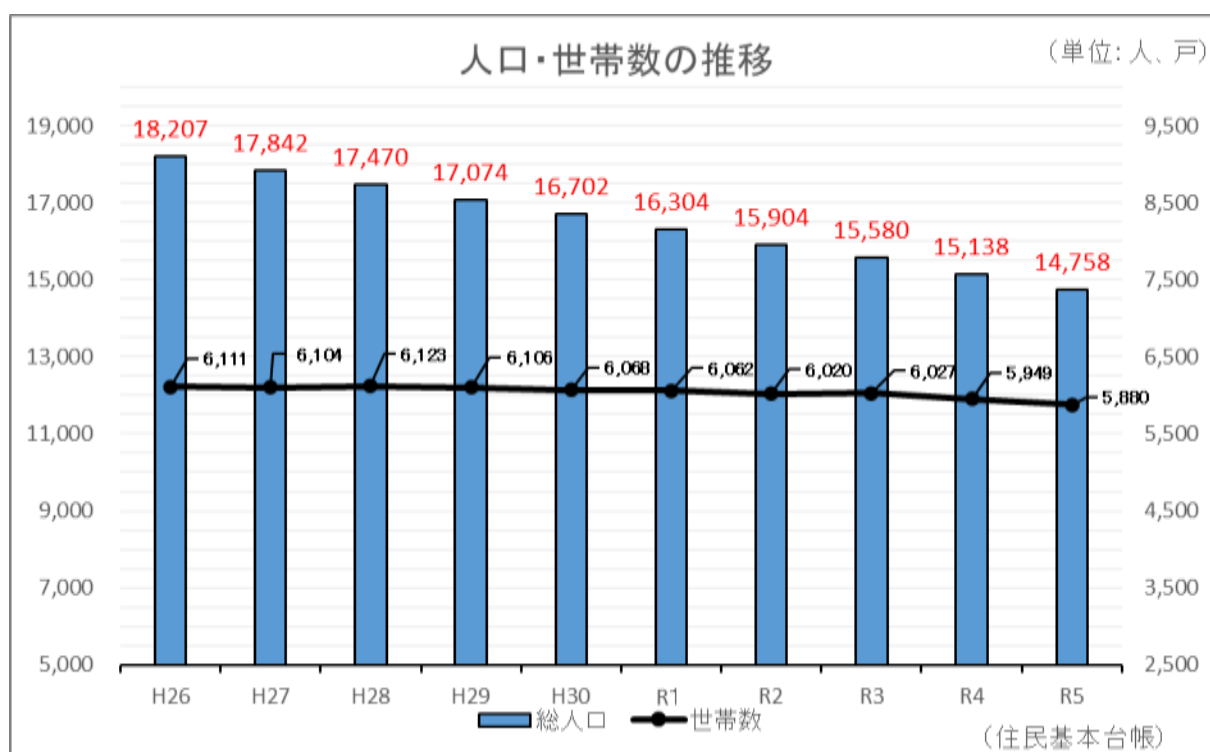
土壌は、比較的肥沃であり、生産性は中位にあたります。耕地は、山間部では中小河川に沿って狭い水田と畑地が点在し、那珂川沿岸には河岸段丘にまとまった水田地帯が形成されています。主な地目面積は、田が 19.44 km²、畑が 10.63 km²、山林が 144.50 km²となっています。



(2) 人口・世帯数

本町の人口及び世帯数は、令和5年4月1日時点で14,758人、5,880世帯で、人口は年々減少を続けており、平成26年との対比で3,449人減少しています。

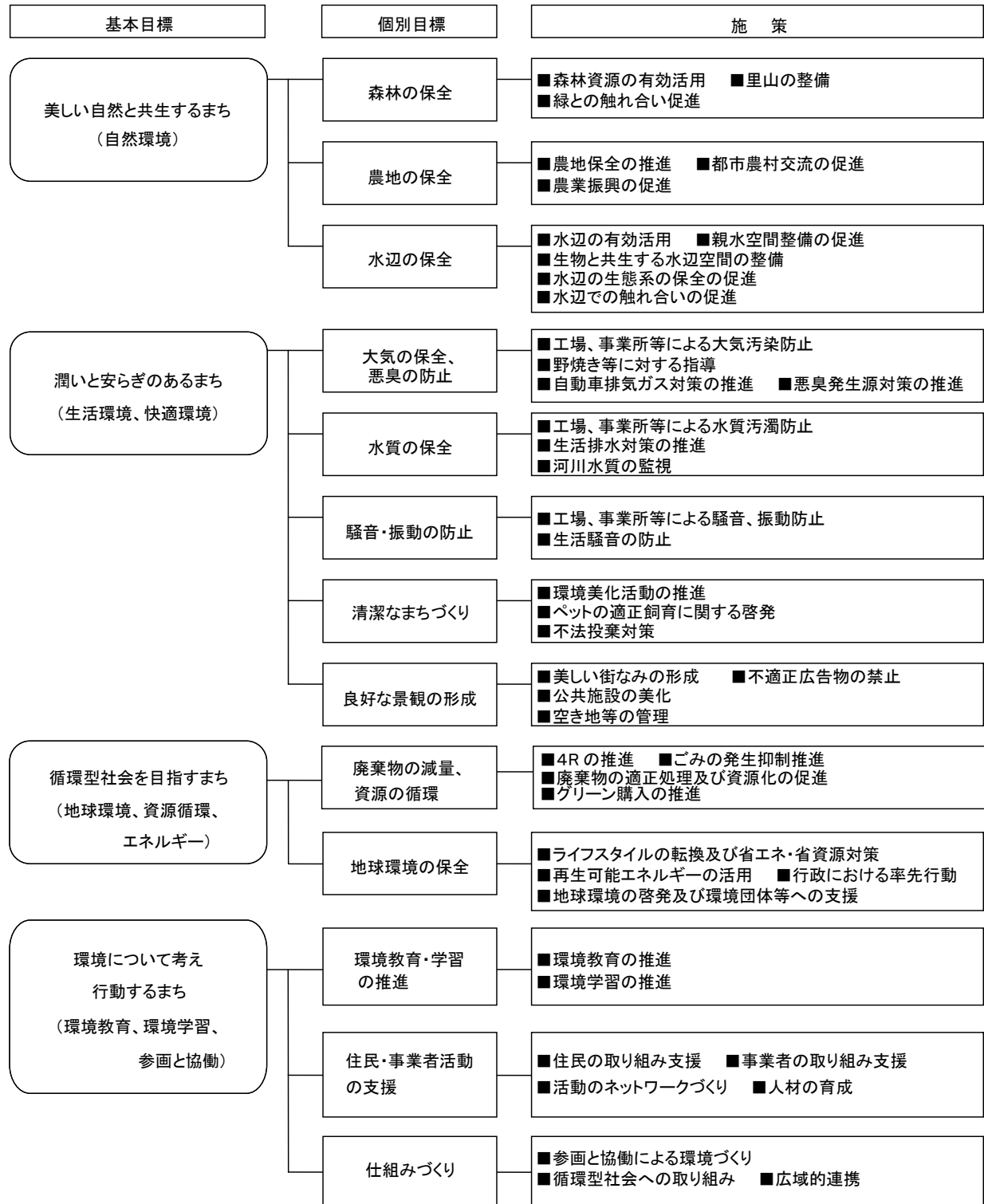
今後の見通しとして、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口によると、令和22(2040)年には10,096人、令和42(2060)年には5,506人にまで減少するとの推計結果がでています。



基 本 計 画

第1部 環境施策の推進

1 施策の体系



2 環境施策の推進

本町の望ましい環境像及び基本目標の達成に向けて、個別目標ごとに現状と課題を明らかにし、以下のとおり取り組む内容を示します。

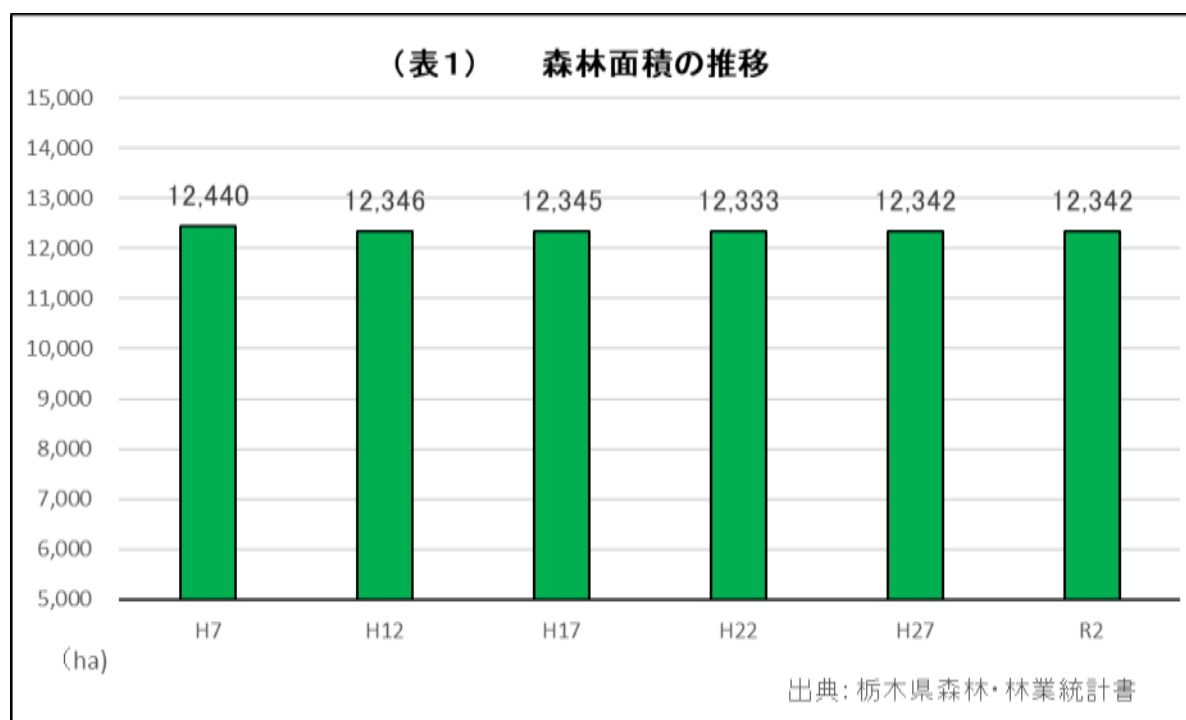
(1) 美しい自然と共生するまち（自然環境）

豊かな自然環境の保全に向け、環境への負荷低減などに取り組み、「美しい自然と共生するまち」の実現を目指します。

1) 森林の保全

<現況>

本町の森林面積は、12,342ha で全体の64%を占め、防災、水源涵養及び環境保全等多面的機能を果たしています。本町には、八溝県立自然公園、県自然環境保全地域等が位置しており、豊かな森林が広がっています。しかし、近年、林業者の高齢化や後継者不足と収益性の低下等から、放置された森林が目立っています。



とちぎの元気な森づくり事業（市町村交付金）

年 度	里山の整備		里山の管理		その他
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	
平成 20 年度	5	21.7			
平成 21 年度	3	10.3	5	21.9	
平成 22 年度	5	18	5	41.2	里山拠点施設新築 1 棟
平成 23 年度	16	65.6	7	59.2	
平成 24 年度	3	18	22	124.8	生物多様化モデル林整備 5.0 h a 提案型里山林整備 5.0 h a
平成 25 年度	11	62	30	125.9	
平成 26 年度	15	84.2	27	139.6	木の香る環境づくり支援 1 棟 (馬頭中学校体育館)
平成 27 年度	15	97.8	36	156.4	
平成 28 年度	14	89.6	25	128.2	木の香る環境づくり支援 1 棟 (ひばり認定こども園)
平成 29 年度	8	56.4	31	137.5	木の香る環境づくり支援 1 棟 (あかねテラス)
平成 30 年度	2	6.5	34	163.3	とちぎの元気な森づくり事業補助金 3 箇所
令和元年度	2	6.5	22	96.6	里山林管理事業補助金 3 箇所 木製品整備支援事業 1 件
令和 2 年度	2	6.5	13	57.8	里山林管理事業補助金 1 箇所
令和 3 年度	2	6.5	6	25.5	里山林管理事業補助金 1 箇所
令和 4 年度	2	6.5	2	6.5	里山林管理事業補助金 1 箇所

産業振興課調べ

<課題>

多面的な公益的機能を将来にわたって維持するため、新たな森林の担い手をどう確保するか等、町や森林組合及び林業経営者における取り組みが必要となっています。森林は、水の涵養、土地の安定性、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全等、様々な環境保全機能を有し、総合的な環境保全に寄与する重要な位置づけを有することから、里山の保全と樹林の育成について配慮する必要があります。

① 森林資源の有効利用

<住民の行動>

- 住宅建築の際には、地元産木材を積極的に活用します。
- 間伐材の活用を図ります。

<事業者の行動>

- 住宅建築の際には地元産木材が利用されるようにPRし、自らの事業においても積極的に活用します。
- バイオマス資源の活用を図ります。

<行政の行動>

- 地元産木材を使用した住宅建築への補助事業を推進します。
- 森林資源の活用を推進します。
- 自然環境関連施設の維持管理に努めます。

② 里山の整備

<住民の行動>

- 各種森林整備事業を活用し、里山の保全に取り組みます。
- 自然環境関連の施設などの整備に参加します。
- 間伐や下草刈りを行い、里山の環境保全に努めます。
- 林道の維持管理に努めます。

<事業者の行動>

- 各種森林整備事業を活用し、里山の保全に取り組みます。
- 自然環境関連の施設などの整備を支援します。
- 間伐や下草刈りを行い、里山の環境保全に努めます。
- 林道の整備と維持管理に努めます。
- 身近な里山へ環境影響を及ぼさないよう、排出ガス、排水に留意します。

<行政の行動>

- 山林の適正な整備を推進します。
- 森林環境譲与税等を活用した各種の森林整備事業を推進します。
- 自然環境関連施設の維持管理に努めます。(再掲)
- 里山の適正な維持管理について支援します。
- 林道の整備と維持管理に取り組みます。

③ 緑との触れ合い促進

<住民の行動>

- 都市交流事業に積極的に参加します。
- 自然環境保護関連の施設の保全活動に参加します。

<事業者の行動>

- 都市交流事業に積極的に参加します。
- 自然環境保護関連施設の保全活動に参加します。

<行政の行動>

- 都市交流、森林育成体験事業の場をつくります。
- 森林セラピー等森林の新たな活用の普及に努めます。
- 自然環境保護関連の施設の保全に努めます。

◆ミニ環境辞典◆ 「森林セラピー」

森林や森林を取り巻く環境などを活用して、健康の回復・維持・増進を図るための取り組みです。森林浴などのレクリエーション活動や、医療、リハビリテーション、カウンセリング活動などがあります。森林がもつ癒しの効果を科学的に解明し、こころと身体の健康に活かした試みとして注目されています。

森林セラピー普及の取り組みの1つとして、「セラピーロード」「森林セラピー基地」の認定などが行われています。

2) 農地の保全

<現況>

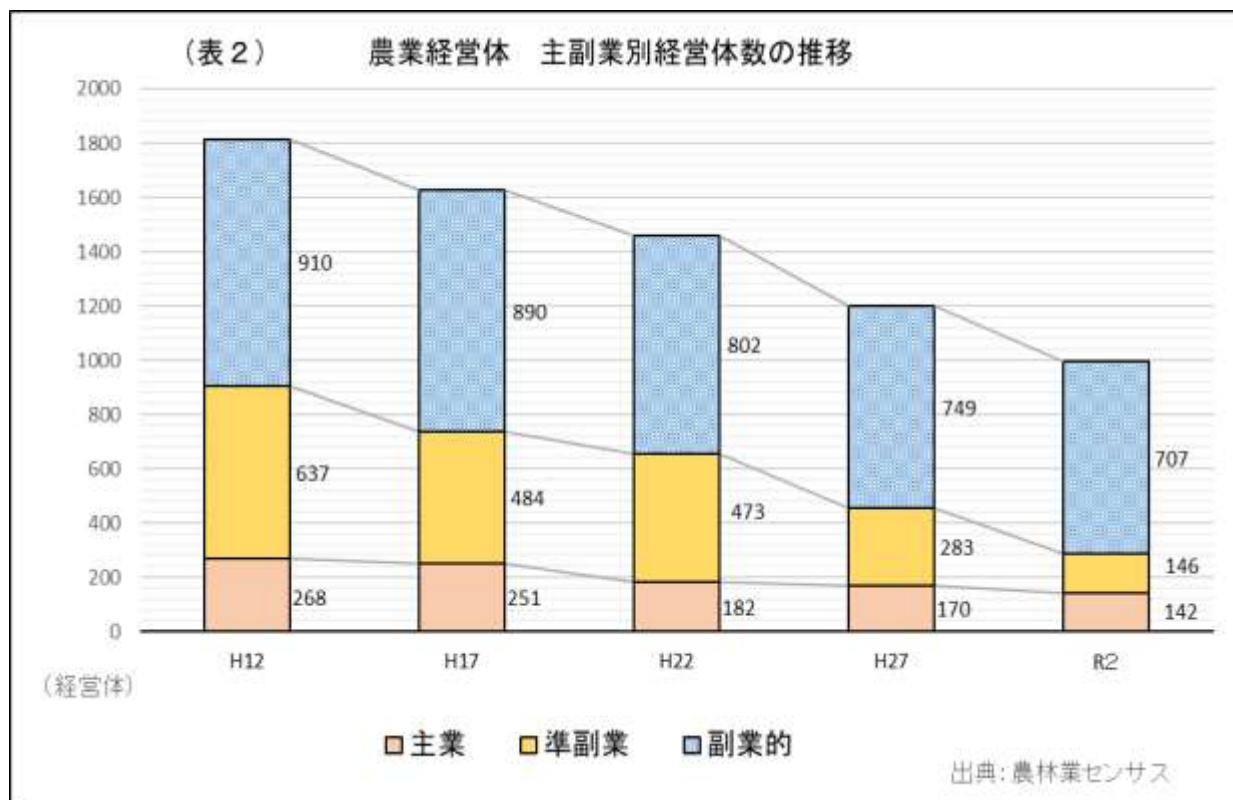
本町の農業経営体数は 995 経営体で、経営耕地面積 1,688ha のうち、田 1,317ha、畑 346ha、樹園地 25ha となっています。

那珂川流域では比較的圃場の整備が進んでいますが、中山間地では畦畔法面が高く、耕作条件が不利な農地が多い状況です。

<課題>

このような状況の中、零細で分散型の農地所有者が多く、また、農産物の価格の低迷と農業担い手不足により、経営耕地面積は年々減少傾向にあります。遊休農地への太陽光発電設備の設置が増加しています。

農地は、食物の生産のみならず、水の涵養、生物多様性の保全、自然との触れ合いの場の提供等環境面からも多機能を有していることから、適正な保全を図る必要があります。



① 農地保全の推進

<住民の行動>

- 遊休農地の荒廃を防ぎ、農地を適正に管理します。
- 中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業等の共同作業に参加します。

<事業者の行動>

- 地域が一体となった中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業等の共同作業を支援します。

<行政の行動>

- 遊休農地の解消を推進します。
- 中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業を推進します。

② 都市農村交流の促進

<住民の行動>

- 農家民泊制度を活用し、都市住民との交流を図ります。
- 農業関連イベントに積極的に参加します。

<事業者の行動>

- 都市住民との交流を支援します。

<行政の行動>

- 農家民泊制度の導入を支援します。
- 各地域の農業関連イベントを支援します。
- まほろば農園を活用し、農業に親しむ機会を創出します。

③ 農業振興の促進

<住民の行動>

- 地域でとれた農産物を積極的に購入し消費します。

<事業者の行動>

- 地域でとれた農産物のPR及び販売に積極的に取り組みます。
- 消費者に対して地域の安全安心な食品の情報提供に努めます。

<行政の行動>

- 地域の農産物のブランド化を支援します。
- 地産地消の推進を図ります。
- 小中学校の体験農業や食育の推進を支援します。
- 新規就農者の確保など、担い手の育成に取り組みます。

3) 水辺の保全

<現況>

本町の中央を南流する那珂川は、日本有数の天然鮎の遡上を誇り、関東随一の清流です。また、その支流や山間の沢及び農業用水路についても数多くの魚類や水生昆虫等が生息しています。

<課題>

身近で豊かな自然環境を形成する水辺環境については、安全性、治水、利水の側面からだけでなく、水辺環境がもつ環境保全機能に十分配慮し、生き物の生息・生育の基盤としてとらえ、保全・整備を行う必要があります。豊かな水辺環境をふるさとの観光資源として、都市との交流や観光客の誘致に活かさず、水辺環境の保全と活用を考える必要があります。

また、住民生活との関わり合いや景観形成等、水辺のもつ郷土、風土的な役割にも配慮し、河川等の本来あるべき姿を保全、創出し、併せて生き物の生息環境を整備する必要があります。

那珂川町の一級河川



栃木県河川図より

① 水辺の有効利用

<住民の行動>

■都市交流事業の川遊び、自然観察会等の学習会に積極的に参加します。

<事業者の行動>

■地域住民と共に自然観察会、学習会に参加します。

■美しい水辺空間を都市部に向けて積極的にPRします。

<行政の行動>

■河畔のキャンプ場の良好な管理に努めます。

■自然体験等各種の都市交流事業の場を作ります。

② 親水空間整備の促進

<住民の行動>

■水辺の良好な環境整備活動に参加します。

■水辺空間を利用し、水辺に親しみます。

<事業者の行動>

■地域住民と共に河川愛護活動等のボランティア活動に参加します。

■郷土の美しい資産である水辺空間を都市部に向けて積極的にPRします。

<行政の行動>

■水辺の環境景観を常に良好な状態にするため、河川愛護活動を実施します。

■親水公園の維持管理に努めるとともに、有効利用を図ります。

③ 生物と共生する水辺空間の整備

<住民の行動>

■水生生物の生息環境を保全するため、適正な生活排水に努めます。

<事業者の行動>

■水生生物の生息環境を保全するため、排水対策の向上に努めます。

<行政の行動>

■水生生物の生息環境を保全するため、河川環境と自然護岸の整備に努めます。

■水生生物の観察やふれあいの場の整備を進めます。

■下水道の加入促進を図るとともに、生活排水の浄化対策に努めます。

④ 水辺の生態系の保全の促進

<住民の行動>

- 「ホタルの里づくり」等の自然観察事業を地域において推進します。
- 水生生物の生息調査に参加し、郷土の自然資源の魅力を認識し、保護に努めます。

<事業者の行動>

- 地域が進める「ホタルの里づくり」等の地域活動に協力します。
- 地域住民と水生生物の生息調査や地域の自然保護活動に協力します。

<行政の行動>

- 地域が進める「ホタルの里づくり」等の地域活動を支援します。
- アユ等の放流事業を実施します。
- 水生生物の生息調査を支援し、良好な生態系の保全に努めます。
- 河川の水質調査を定期的実施します。

⑤ 水辺での触れ合いの促進

<住民の行動>

- 暮らしに潤いとゆとりを与えてくれる水辺の散策路を利用します。
- 水辺の散策路を利用すると共に、花木の植栽に協力します。

<事業者の行動>

- 水辺の散策路への花木植栽に協力します。

<行政の行動>

- 堤防の多目的活用として、水辺の散策路の整備を推進します。
- 水辺の散策路への花木植栽を推進します。

(2) 潤いと安らぎのあるまち（生活環境、快適環境）

身近な環境や景観の保全などに取り組み、安全安心で「潤いと安らぎのあるまち」の実現を目指します。

1) 大気の保全、悪臭の防止

<現況>

大気の汚染に関しては、環境基本法（1993年）に基づき、浮遊粒子状物質（SPM）やダイオキシン類、微小粒子状物質（PM2.5）他8項目について、環境基準が設定されています。

栃木県内には大気環境を測定する一般環境測定局23局、自動車排出ガス測定局6局が栃木県及び宇都宮市により設置されており、本町が属する県東部地区では、県南那須庁舎に観測局が設置されています。

放射線量率については、本町の馬頭図書館付近を含む県内9箇所にモニタリングポストが設置されており、常時監視を行っております。

環境基準の達成状況に関しては、浮遊粒子状物質は環境基準を達成しています。光化学オキシダントについては、データが示すとおり基準値を超える時間数が減少傾向にあります。微小粒子状物質（PM2.5）については、近年は環境基準値を超えた日数、平均値ともに減少傾向にあります。

本町の道路は、国道、主要地方道、一般県道、町道が地域を連絡しています。令和3年10月に実施した調査で、平日昼間12時間の車の交通量は、国道293号が3,413台、国道294号が5,854台、主要地方道矢板那珂川線が4,431台、その他の道路では約400～800台となっています。

◆ミニ環境辞典◆ 大気汚染物質

◆浮遊粒子状物質（SPM）

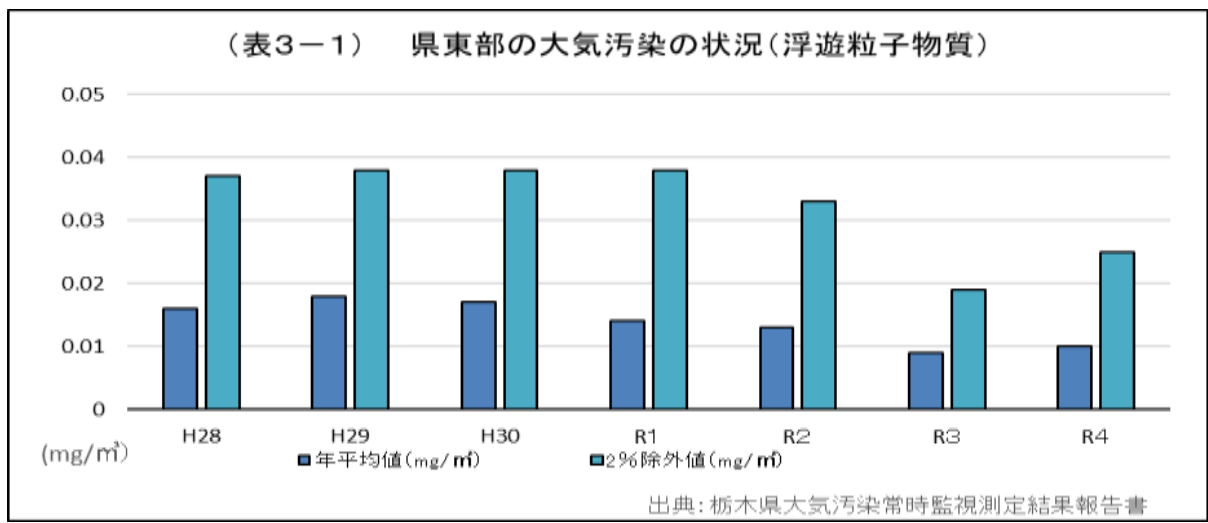
大気中に浮遊している粒子状物質で、発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどのほか、火山、森林火災などもあります。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼします。

◆光化学オキシダント（Ox）

オキシダントとは、工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素等が紫外線により光化学反応を起こし生成されるオゾンやパーオキシアセチルナイトレートなどを主体とする、酸化性物質の総称です。

◆微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質の中で、特に粒径 $2.5\mu\text{m}$ （マイクロメートル）以下のものをいいます。発生源としては、工場のばい煙や自動車排ガスといった化石燃料の燃焼などの人の活動に伴うもののほか、火山の噴出物や波しぶきなどによる海塩の飛散等の自然界由来のものがあります。

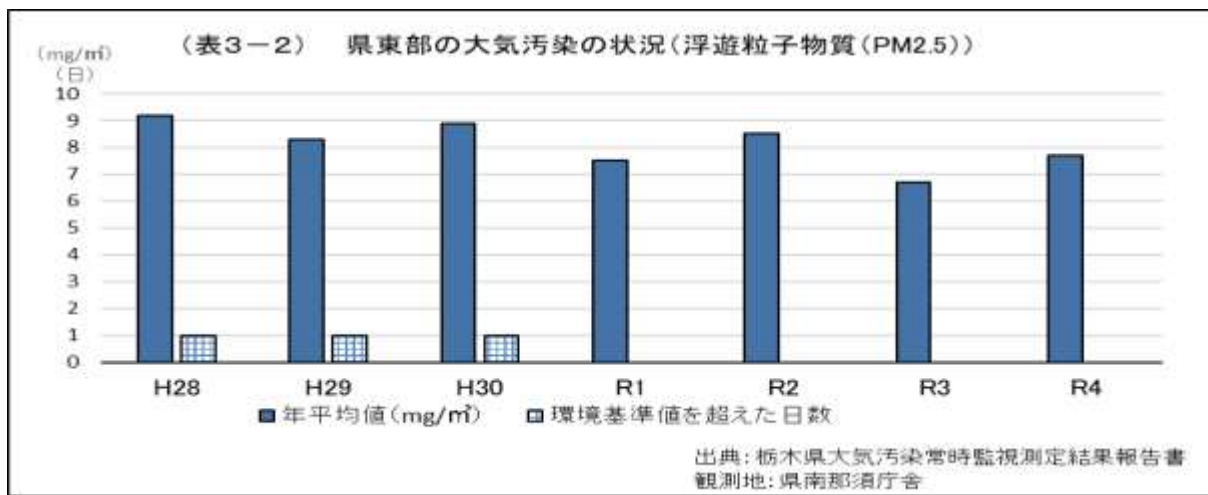


	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
年平均値 (mg/m ³)	0.016	0.018	0.017	0.014	0.013	0.009	0.010
2%除外値 (mg/m ³)	0.037	0.038	0.038	0.038	0.033	0.019	0.025

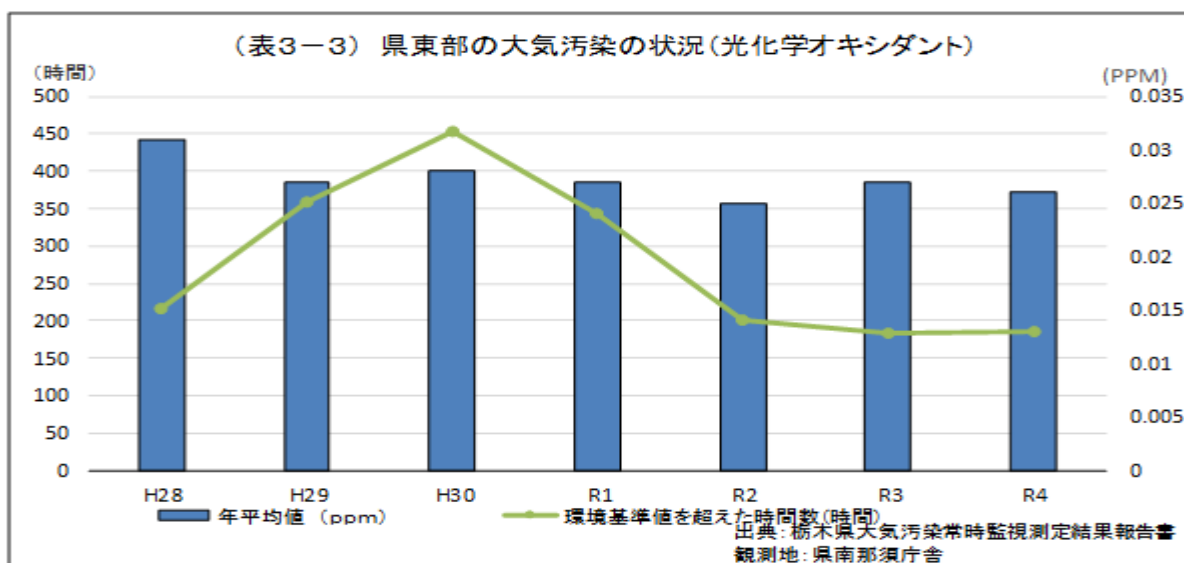
◆ミニ環境辞典◆ 2%除外値

2%除外値は、大気汚染物質濃度の1日の平均値のうち、高い方から2%のデータを除外した後の最高値です。365日分のデータがある場合には、高い方から8番目の値になります。

2%除外値や98%値は日平均値で示されている環境基準の適否を長期的に評価するときに用います。年間の有効な日平均値を大きい順にならべた場合、上位の値は変動が大きく、異常値や突発的な要素が多いといわれています。そのため測定値数の上位2%を除外した値の最高値(2%除外値)または下位から98%に相当する値(98%値)を用いて評価します。データを大きさの順に並べると、2%除外値と98%値は一致します。



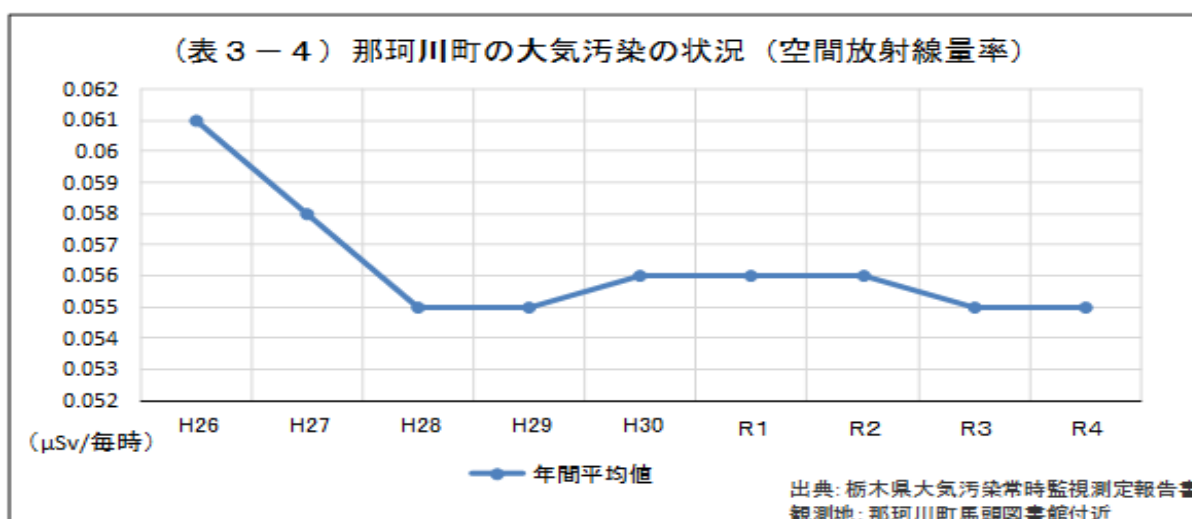
	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
年平均値 (mg/m ³)	9.2	8.3	8.9	7.5	8.5	6.7	7.7
環境基準値を超えた日数	1	1	1	0	0	0	0



	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
年平均値 (ppm)	0.031	0.027	0.028	0.027	0.025	0.027	0.026
環境基準値を超えた時間数	217	358	454	343	201	183	186

◆ミニ環境辞典◆ ppm

ppm (parts per million : パーツ・パー・ミリオン) は、100 万分のいくらかであるかという割合を示す単位。100 万分の 1 の意。1ppm = 0.0001%。主に濃度を表すために用いられる。



	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
年間平均値 (μSv/毎時)	0.061	0.058	0.055	0.055	0.056	0.056	0.056	0.055	0.055

大気汚染防止に関し法律や県条例等で定める施設

特 定 施 設	工場・事業場数	備 考
大気汚染防止法等や栃木県生活環境の保全等に関する条例等に定める大型のボイラーや土砂またはセメント用のベルトコンベア等の使用でばい煙や粉じん等を発生、排出する工場や事業場を特定施設といいます。	25	特定施設の設置や変更、廃止等にあつては、県知事へ届出をしなければなりません。

生活環境課調べ

悪臭防止に関し法律や県条例等で定める施設

特 定 施 設	工場・事業場数	備 考
悪臭防止法等や栃木県生活環境の保全等に関する条例に定める肥料の製造や一定規模以上の豚・鶏の飼養において悪臭を発生する工場や事業場を特定施設といいます。	2	特定施設の設置や変更、廃止等にあつては、町長へ届出をしなければなりません。

生活環境課調べ

大気汚染や悪臭に関する苦情受付件数

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
0	3	2	1	0	1

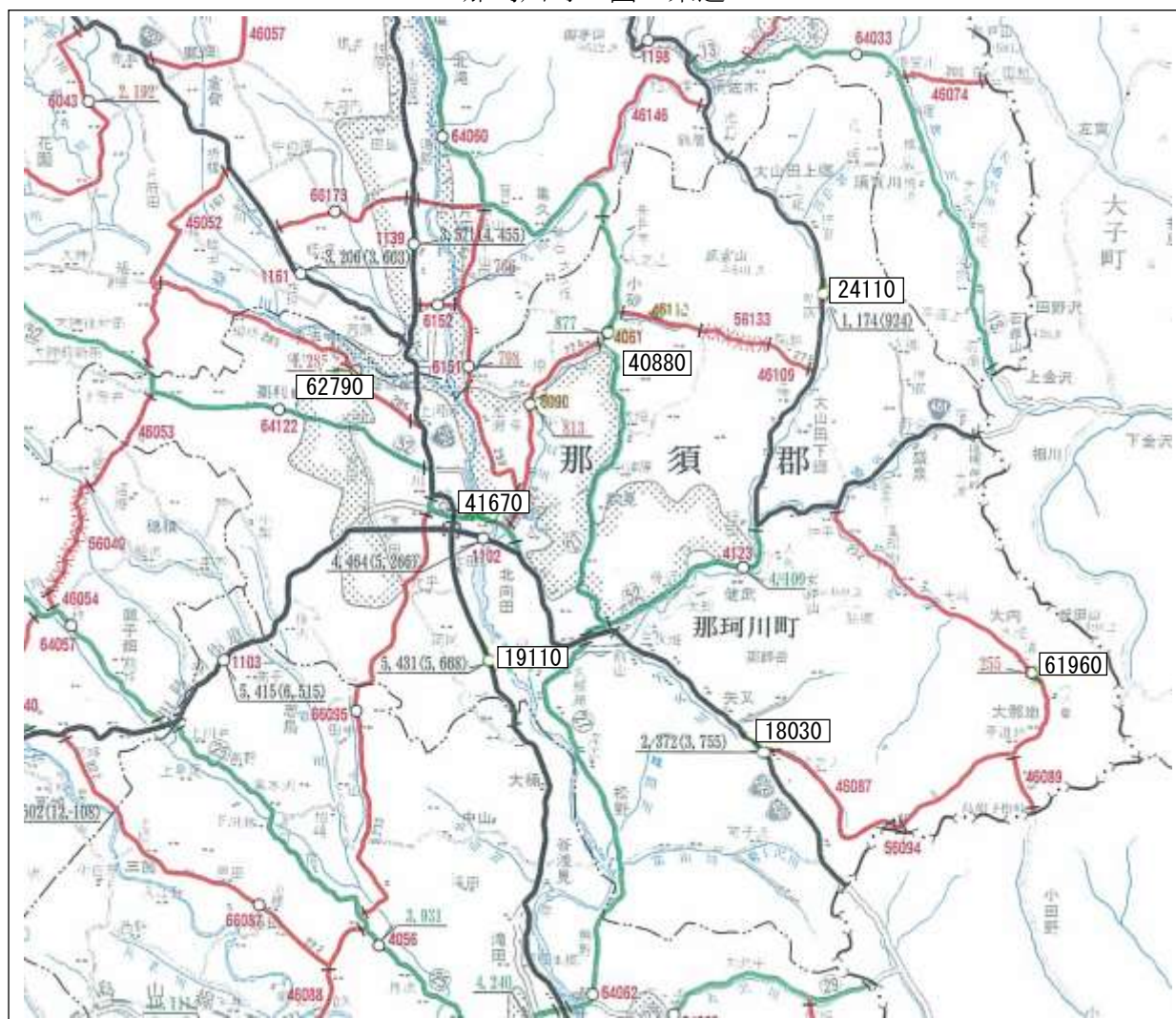
生活環境課調べ

◆ミニ環境辞典◆ 移動発生源・固定発生源

大気汚染の発生源のうち、移動するものを、「移動発生源」と言います。自動車、船舶、航空機、鉄道車両など、燃料を燃焼させることによって動力を得て走行、移動し、大気汚染物質である窒素酸化物や粒子状物質等を排出する発生源の総称です。これに対して、工場などの移動性のないものは「固定発生源」といい、機器の内容、排出量等によって届出等の義務が関係法令で規定されています。

自動車については、大気汚染防止法（1968）で大気中に排出される自動車排ガス量の許容限度や燃料の性状に関する許容限度等を定め、大気中の排出を規制しています。

那珂川町の国・県道



交通量調査結果

(台/12h)

区分	路線名	調査地点番号	平成 27 年	令和3年
国道	293 号	18030	9,552	3,413
	294 号	19110	6,072	5,854
	461 号	24110	922	808
主要地方道	那須黒羽茂木線	40880	464	417
	矢板那珂川線	41670	4,859	4,431
一般県道	矢又大内線	61960	733	660
	福原小川線	62790	1,286	788

(出典：全国道路・街路交通情勢調査)

<課題>

本町内の工場や事業所等は、法令に基づき、大気汚染の未然防止に努めており、引き続き、取り組みの徹底に向けて適切な指導や啓発に努めていく必要があります。

廃棄物の野焼きについては、廃棄物処理法及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づき啓発と周知を実施していますが、一部の家庭では、家庭から排出される一般廃棄物を焼却しているケースがみられるため、更なる周知と指導が必要です。

大気汚染や悪臭に関する苦情においても、情報の提供に対しての迅速かつ適切な対応が必要です。

自動車については、アイドリングストップ等、環境負荷の低減に向けてさらなる啓発活動が必要と考えられますが、個々の運転者に対する注意等は難しく、啓発活動等がこれからの課題といえます。

なお、空間放射線量については、引き続き県が設置しているモニタリングポストの計測値を注意深く監視していく必要があります。

① 工場、事業所等による大気汚染防止

<住民の行動>

■異常な発煙・異臭を感じた際は、関係機関等へ情報の提供をします。

<事業者の行動>

■すべての工場、事業所等において、大気汚染防止に努めます。

<行政の行動>

■町のホームページ、広報紙、ケーブルテレビ等を活用し、大気汚染防止の取り組みを周知します。

■大気汚染防止への取り組みが十分でない工場、事業所等には指導を行います。

② 野焼き等に対する指導

<住民の行動>

■家庭から出るごみは、適正な処分をします。

■野焼き見かけたときは、関係機関に情報の提供をします。

<事業者の行動>

■工場、事業所等から排出されたごみは、適正に処理します。

<行政の行動>

■野焼きの禁止については、町のホームページ、広報紙、ケーブルテレビ等を活用し、啓発活動を行います。

■関係機関と連携し、野焼きの指導を行います。

③ 自動車排気ガス対策の推進

<住民の行動>

■環境にやさしい運転を心がけます。

■電気自動車（EV）や低公害車（ハイブリッド自動車等）の購入に努めます。

<事業者の行動>

■自動車のエコドライブに努めます。

■電気自動車（EV）や低公害車（ハイブリッド自動車等）の導入に努めます。

<行政の行動>

■エコドライブや自動車排出ガス対策について、町のホームページ、広報紙、ケーブルテレビ等を活用し、啓発活動を行います。

■電気自動車（EV）や低公害車（ハイブリッド自動車等）の普及促進に努めます。

■ケーブルテレビ等を活用し、オキシダント濃度の公表や注意報発令を行います。

④ 悪臭発生源対策の推進

<住民の行動>

■異臭・悪臭を感じたときは、関係機関へ情報提供します。

<事業者の行動>

■すべての工場、事業所等において、悪臭発生の防止に努めます。

<行政の行動>

■県条例に基づき、適正な監視と指導に努めます。

◆ミニ環境辞典◆ 野焼き

家庭や会社からでるごみを適切な焼却施設を使用しないで、野外で焼却することをいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。

なお、落ち葉など一般家庭におけるたき火、田んぼでの稲わらの焼却などの農林水産業を営む上でやむを得ない焼却や、どんど焼きなどの伝統文化行事として行われる焼却などは対象外とされている。

2) 水質の保全

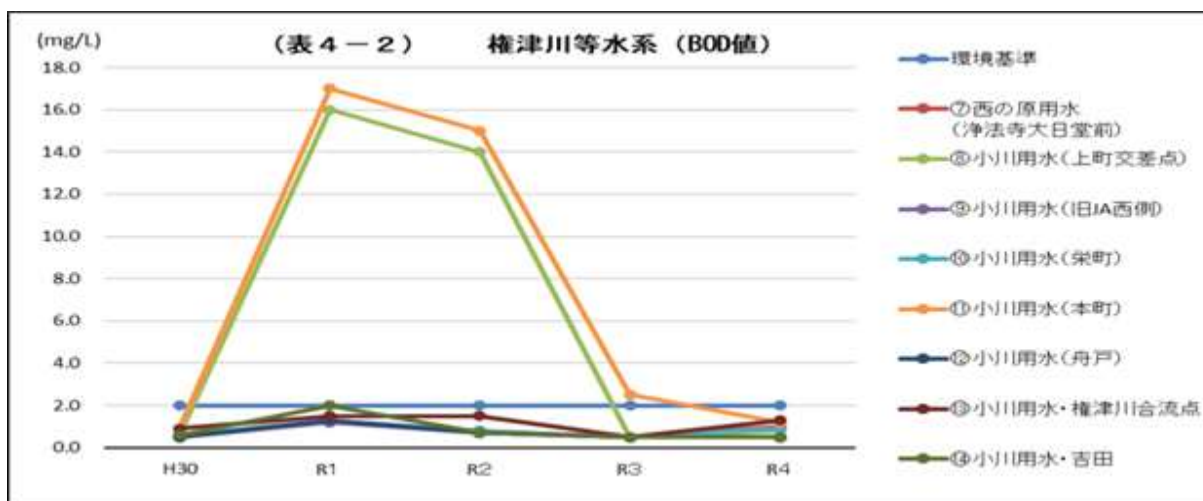
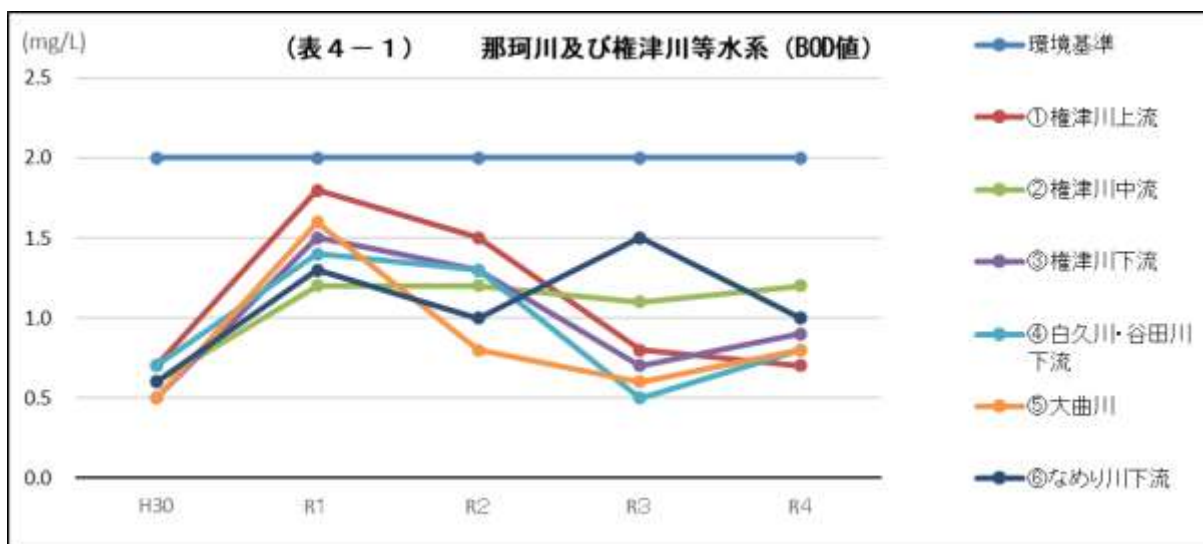
<現況>

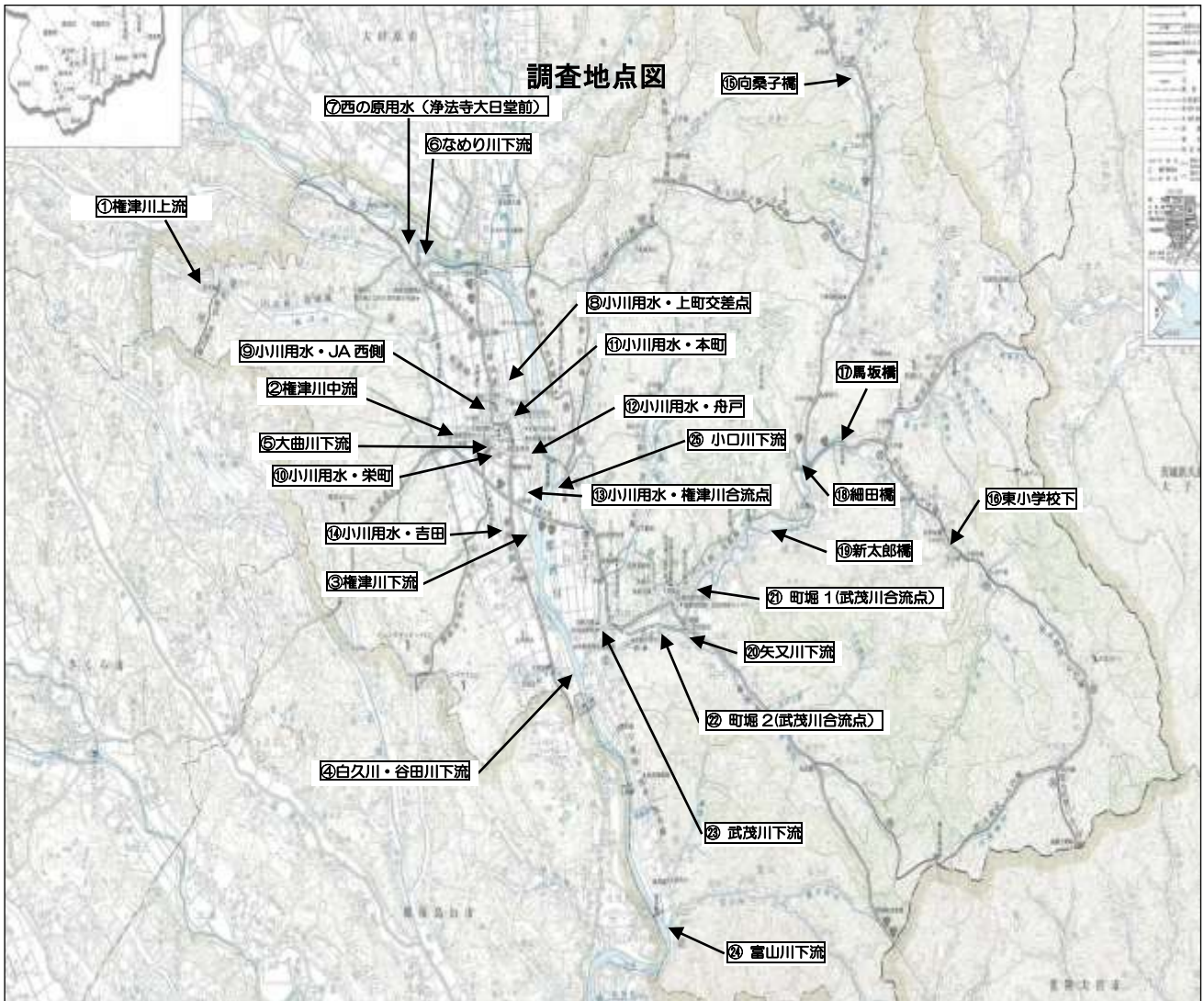
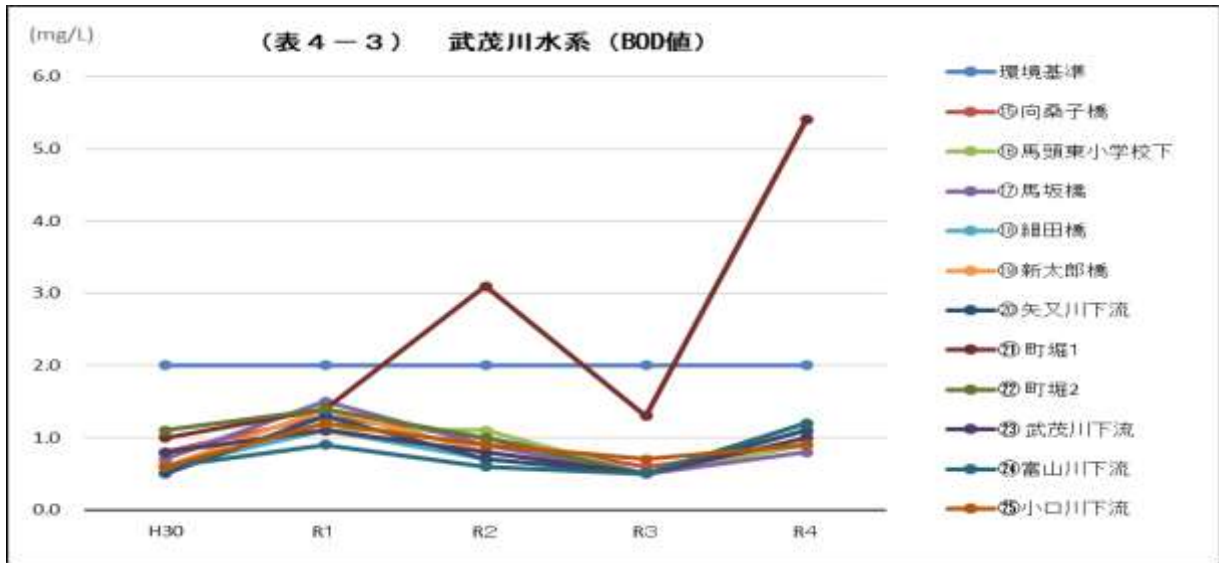
公共用水域及び地下水に係る水質汚濁に関しては、環境基本法に基づき、カドミウム等について環境基準が設定されています。

また、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法（1999年）に基づいて水質の汚染に係る環境基準が設定されています。

本町においては、町内河川及び市街地水路25ヶ所で毎年2回（おおむね8月・2月）水質検査（pH、BOD、大腸菌群、透視度）を行っており、国県においても町内河川3ヶ所で調査を実施しています。水質指標の1つである生物化学的酸素要求量（BOD）については、令和4年度では市街地水路1地点が環境基準（A類型：2.0mg/l以下）を超えていますが、河川で基準を超えた地点はありません。

那珂川町の水質汚濁の状況





◆ミニ環境辞典◆ BOD

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の有機汚濁を測る代表的な指標です。環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められています。また水質汚濁防止法（1970）に基づく排水基準が定められており、BODが高いと溶存酸素（水中に溶解している酸素の量のこと）が欠乏しやすくなり、10mg/ℓ以上で悪臭の発生等がみられます。

BOD 値の推移

(mg/L)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
環境基準	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
①権津川上流	0.7	1.8	1.5	0.8	0.7
②権津川中流	0.6	1.2	1.2	1.1	1.2
③権津川下流	0.5	1.5	1.3	0.7	0.9
④白久川・谷田川下流	0.7	1.4	1.3	0.5	0.8
⑤大曲川	0.5	1.6	0.8	0.6	0.8
⑥なめり川下流	0.6	1.3	1.0	1.5	1.0
⑦西の原用水（浄法寺大日堂前）	0.6	1.3	0.8	0.5	1.0
⑧小川用水（上町交差点）	0.6	16.0	14.0	0.5	0.8
⑨小川用水（旧JA西側）	0.5	1.2	0.7	0.5	0.6
⑩小川用水（栄町）	0.6	1.3	0.8	0.5	0.9
⑪小川用水（本町）	0.9	17.0	15.0	2.5	1.2
⑫小川用水（舟戸）	0.5	1.3	0.7	0.5	0.5
⑬小川用水・権津川合流点	0.9	1.5	1.5	0.5	1.3
⑭小川用水・吉田	0.6	2.0	0.7	0.5	0.5
⑮向桑子橋	0.8	1.3	1.0	0.6	0.9
⑯馬頭東小学校下	0.6	1.1	1.1	0.5	0.9
⑰馬坂橋	0.7	1.5	0.9	0.5	0.8
⑱細田橋	0.6	1.1	0.7	0.5	1.1
⑲新太郎橋	0.6	1.4	0.8	0.5	1.1
⑳矢又川下流	0.5	1.3	0.7	0.5	1.1
㉑町堀1	1.0	1.4	3.1	1.3	5.4
㉒町堀2	1.1	1.4	1.0	0.5	1.2
㉓武茂川下流	0.8	1.1	0.8	0.5	1.0
㉔富山川下流	0.6	0.9	0.6	0.5	1.2
㉕小口川下流	0.6	1.2	0.9	0.7	0.9

水質汚濁防止に関し法律や県条例等で定める施設

特 定 施 設	工場・事業場数	備 考
水質汚濁防止法等や栃木県生活環境の保全等に関する条例等に定める食品加工や旅館業、一定規模以上の畜産業等において汚水等を発生、排出する工場や事業場を特定施設といたします。	212	特定施設の設置や変更、廃止等にあつては、県知事へ届出をしなければなりません。

生活環境課調べ

水質汚濁に関する苦情受付件数

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3	1	0	2	1	4

生活環境課調べ

<課題>

本町内の工場や事業所等では、法令に基づき、水質の保全に努めており、引き続き、取り組みの徹底に向けて適切な指導や啓発に努めていくことが必要です。

また、本町では公共下水道への接続や浄化槽の設置を推進しています。令和5年3月31日現在で生活排水処理人口水洗化率は73.4%に達していますが、一部では適切な処理をしないまま排水を行っている家庭も見受けられます。そのため、さらなる公共下水道への接続や浄化槽の設置を推進する必要があります。

本町が実施している水質検査において、市街地水路の一部では環境基準を超えている地点があるものの、河川では基準を超える地点はない状況です。引き続き水質検査を実施し、状況の把握に努める必要があります。

① 工場、事業所等による水質汚濁防止

<住民の行動>

- 異常な排水や異臭を感じた際は、関係機関等へ情報提供します。

<事業者の行動>

- すべての工場、事業所等において水質汚濁の防止に努めます。

<行政の行動>

- 法令に基づき、適正な監視と指導に努めます。
- 水質汚濁防止に関する啓発活動を行います。

② 生活排水対策の推進

<住民の行動>

■公共下水道への接続または浄化槽の設置に努めます。

<事業者の行動>

■公共下水道への接続または浄化槽を設置に努めます。

<行政の行動>

■令和10(2028)年度までに生活排水処理人口水洗化率78%以上を目指します。

■県条例に基づき、適正な監視と指導に努めます。

■水質汚濁防止に関する啓発活動を行います。

③ 河川水質の監視

<住民の行動>

■農薬等の適正使用・適正処分に努めます。

■河川の汚濁や異臭などの情報の提供に努めます。

<事業者の行動>

■農薬・薬品等の適正使用・適正処分に努めます。

<行政の行動>

■水質検査を実施し、監視体制の維持に努めます。

■町のホームページに水質検査結果を公表し、水質保全への関心を高めます。

3) 騒音・振動の防止

<現況>

本町内の工場、事業所等においては、法令に基づき、騒音・振動対策に努めており、自主的に騒音・振動調査も実施しています。

騒音規制に関し法律や県条例等で定める施設

特 定 施 設	工場・事業場数	備 考
騒音規制法等や栃木県生活環境の保全等に関する条例等に定めるプレス機やせん断機等の使用で騒音を発生する工場や事業場を特定施設といたします。	11	特定施設の設置や変更、廃止等にあつては、町長へ届出をしなければなりません。

生活環境課調べ

振動規制に関し法律や県条例等で定める施設

特 定 施 設	工場・事業場数	備 考
振動規制法等や栃木県生活環境の保全等に関する条例等に定めるプレス機やせん断機等の使用で振動を発生する工場や事業場を特定施設といたします。	10	特定施設の設置や変更、廃止等にあつては、町長へ届出をしなければなりません。

生活環境課調べ

<課題>

本町に寄せられる騒音に関する苦情は少ない状況ですが、引き続き、騒音、振動の防止のための啓発を行う必要があります。

また、自動車交通騒音の防止に向けて、交通の円滑化を図るとともに、違法改造・整備不良による騒音を減らすため、マナーアップのPRを図る必要があります。

① 工場、事業所等による騒音、振動防止

<住民の行動>

■異常な騒音、振動を感じた際は、関係機関等へ情報提供します。

<事業者の行動>

■すべての工場等において、騒音、振動防止の取り組みに努めます。

<行政の行動>

■騒音、振動防止の適切な指導や啓発を行います。

② 生活騒音の防止

<住民の行動>

■車両の適正な整備や、農機具等の使用マナーアップに努めます。

<行政の行動>

■関係機関と連携し、生活騒音を出さないようマナーアップの啓発活動を行います。

4) 清潔なまちづくり

<現況>

住民や事業所による道路・河川の清掃活動が行われていますが、道路周辺にごみの散乱が見受けられます。

また、多くの方がペットを飼うようになってきましたが、一部にマナーの悪い飼い主が見受けられます。

不法投棄対策については、2名の監視員により10日/月程度の巡回監視や防止対策看板の設置など、未然防止対策を行っていますが、依然として不法投棄が後を絶ちません。

なお、北沢地区に不法投棄された廃棄物については、県営最終処分場エコグリーンとちぎの稼働にともない、令和7年度末までに撤去が完了する予定です。

不法投棄件数

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
59	63	60	59	33	26

生活環境課調べ

廃棄物投棄に関する苦情受付件数

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
25	23	5	14	33	15

生活環境課調べ

<課題>

環境美化については、道路周辺のごみの散乱を防止するために、道路清掃や花いっぱい運動の充実を図る必要があります。

また、ペットの飼い主については飼育のマナーや責任が求められており、それらについて、引き続き指導・啓発する必要があります。

不法投棄は生活環境や自然環境の破壊につながることから、監視体制の充実と強化を図ることが急務となっています。

① 環境美化活動の推進

<住民の行動>

- 沿道のごみ拾いや草花の植栽など、環境美化活動に努めます。
- 環境美化などのボランティアに参加します。

<事業者の行動>

- 環境美化などのボランティア活動に協力します。

<行政の行動>

- ごみのポイ捨て禁止の啓発や花いっぱい運動などの環境美化運動を推進します。
- 環境美化などのボランティア団体育成や活動を支援します。

② ペットの適正飼育に関する啓発

<住民の行動>

- ペットは適正に飼育し、最後まで愛情と責任をもって飼うようにします。

<行政の行動>

- 正しいペットの飼い方など啓発事業への参加を促します。
- 広報紙やケーブルテレビ等で正しいペットの飼い方に関する啓発活動を行います。

③ 不法投棄対策

<住民の行動>

- 廃棄物は適正に処理し、不法投棄は絶対に行いません。
- 不法投棄を見かけたら、速やかに町へ通報します。
- 不法投棄場所とならないように、所有地の管理に努めます。

<事業者の行動>

- 廃棄物は適正に処理し、不法投棄は絶対に行いません。
- 不法投棄場所とならないように、所有地の管理に努めます。

<行政の行動>

- 不法投棄監視員による監視を強化し、巡回パトロールの充実を図ります。
- 町のホームページ、広報紙、ケーブルテレビ等で適切なごみ分別や出し方、不法投棄防止の啓発活動を行います。
- 県営最終処分場「エコグリーンとちぎ」の安全な運営と地域住民への情報提供を積極的に協力します。

5) 良好な景観の形成

<現況>

農村地域では、緑豊かで四季が感じられる「日本の原風景」ともいえる集落の景観が色濃く残されています。

市街地においては景観形成のための街なみ環境整備が一部行われてきましたが、空き家が散見されるほか、町内各所に不適正な屋外広告物が見受けられます。

<課題>

市街地では、景観形成に配慮した街並みの整備を推進し、農村地域では、優れた自然景観を後世に継承できるよう保全に努める必要があります。

また、屋外広告物の適正な掲出を徹底する必要があります。

① 美しい街なみの形成

<住民の行動>

■街なみや自然景観に配慮した建物づくりに協力します。

<事業者の行動>

■周辺景観との調和に配慮したまちづくりに協力します。

<行政の行動>

■街なみや自然景観に配慮した総合的な景観形成事業を展開します。

■周辺景観に配慮した公園などの設置や景観に合ったイベントを開催します。

■太陽光発電設備等の設置及び維持管理、撤去に関し指導を行います。

② 公共施設の美化

<住民の行動>

■公園や運動場などの利用マナーを守ります。

<事業者の行動>

■公園や運動場などの美化活動に協力します。

<行政の行動>

■公共施設の環境保全や美化活動を推進します。

③ 空き地等の管理

<住民の行動>

■個々で所有する空き地等は、適切な管理に努め、近隣住民に迷惑がかからないようにします。

<事業者の行動>

■事業者が所有する空き地等については、適切な管理に努め、近隣住民に迷惑がかからないようにします。

<行政の行動>

■空き地等については、所有者の責任において適切に管理するよう指導します。

■空き家、空き店舗の有効活用に努めます。

④ 不適正広告物の禁止

<住民の行動>

■不適正な広告物を見かけたら、速やかに町に通報します。

<事業者の行動>

■ 広告物の適正な掲出に心がけ、良好な景観の保全に協力します。

<行政の行動>

■ 町のホームページ、広報紙、ケーブルテレビ等を活用し、広告物の適正な掲出について啓発活動を行います。

■ 不適正広告物の監視、指導を行います。

(3) 循環型社会を目指すまち（地球環境、資源循環、エネルギー）

住民一人ひとりが限りある資源を大切にした生活スタイルへの転換と再生可能エネルギー利用の推進などに取り組み、「循環型社会を目指すまち」の実現を図ります。

1) 廃棄物の減量、資源の循環

<現況>

本町における一般廃棄物の推移をみると、平成25年度の人口は18,519人で、年間の一般廃棄物排出量は5,398tでした。令和4年度では、人口が15,138人（平成25年度比較：3,381人減）で、年間排出量は4,531t（平成25年度比較：867t／年減）でした。年間の一般廃棄物排出量は人口減少に応じ減少傾向にありますが、一人当たりの排出量を比較すると、平成25年に291kg／年であったのに対し、令和4年度には299kg／年と増加しています。総量が減少しても一人当たりの排出量が減少しない原因は、住民の消費スタイルに大きな変化がなく、廃棄物のリサイクルや資源化率が向上していないことが一因であると考えられます。

また、事業所のごみと家庭のごみとが混ざって排出されている状況がみられます。

<課題>

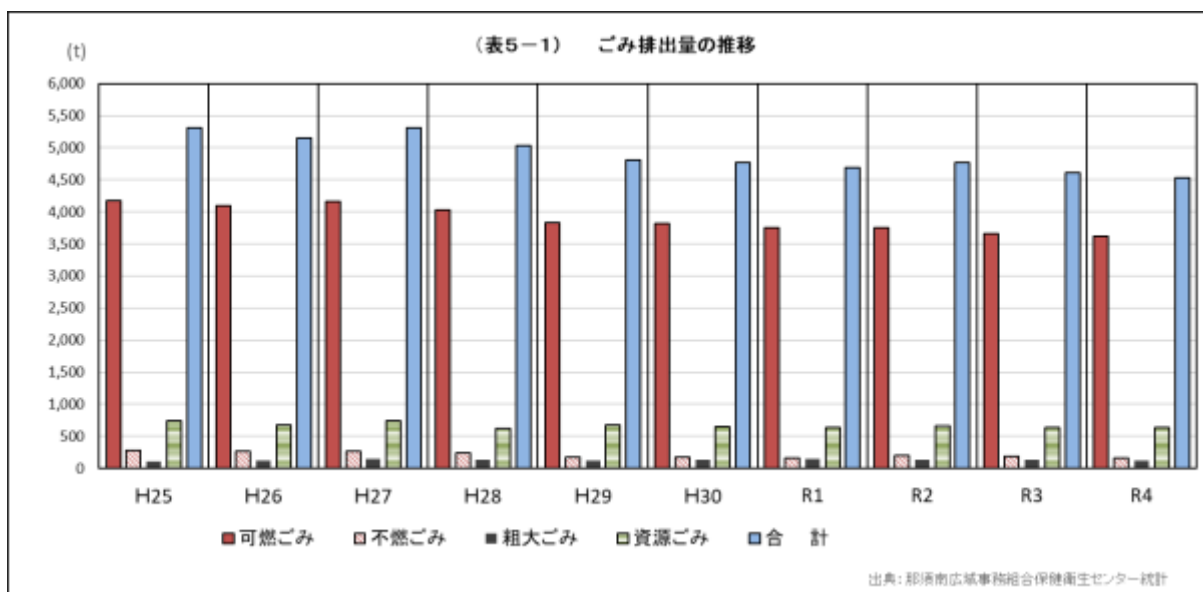
このような状況のなかで、ごみの減量化を目指すためには、住民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践していくことが重要な課題です。

ごみ排出量の増加にともない、ごみの処理に係る行政コストがかさみ、結果として地域住民の負担が増加していることからライフスタイルの転換は不可欠といえます。

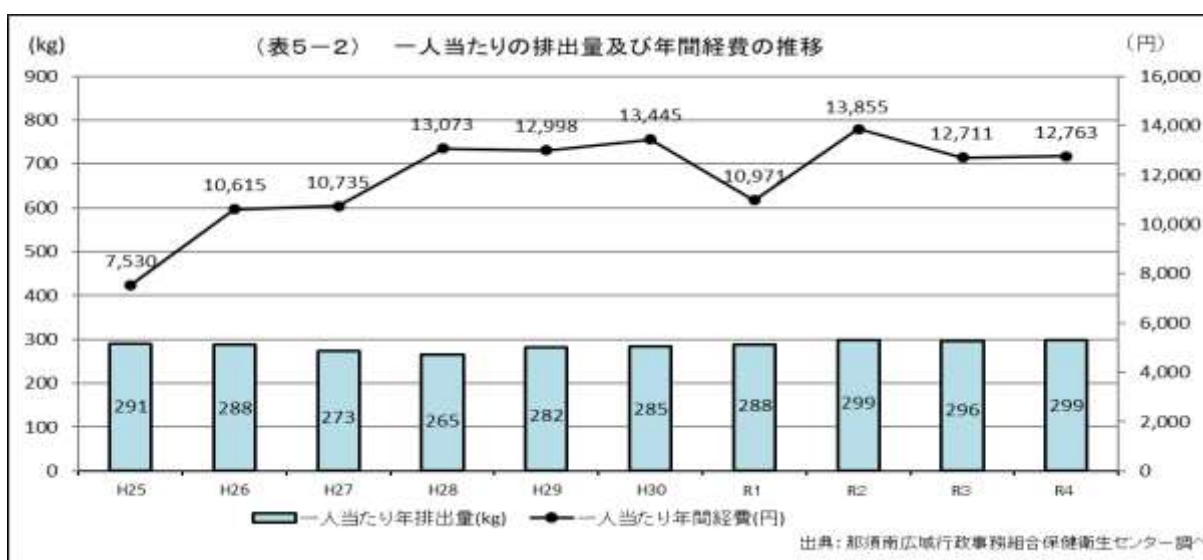
また、可燃ごみの増加は資源の浪費になるだけでなく、二酸化炭素の排出増加につながり地球温暖化を加速させることにもつながるため、ごみ減量化の推進は重要な課題といえます。

さらに、保健衛生センター焼却炉の更新費用を最小限にするためには、住民一人ひとりの協力により「燃やすごみ」の減量に継続して取り組むことが必至となって

います。更新費用を抑えることは、将来に向け町民一人ひとりの費用負担の軽減に繋がるものです。



	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
可燃ごみ	4,180	4,092	4,162	4,028	3,837	3,812	3,752	3,754	3,655	3,618
不燃ごみ	282	271	267	240	178	168	161	205	185	164
粗大ごみ	103	125	144	138	125	139	146	138	128	119
資源ごみ	740	669	741	628	673	644	636	666	641	630
合計	5,305	5,157	5,314	5,034	4,813	4,763	4,695	4,763	4,609	4,531



	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
排出量(kg)	291	288	273	265	282	285	288	299	296	299
年間経費(円)	7,506	10,615	10,735	13,073	13,022	13,445	10,971	13,855	12,711	12,763

○南那須地区で排出された「ごみ性質」の推移

年	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
単位容積重量	187.8 kg/m ³	188.0 kg/m ³	170.5 kg/m ³	143.2 kg/m ³	147 kg/m ³	153 kg/m ³	
水分量	53.5 %	49.8 %	48.2 %	49.1 %	43.2 %	47.8 %	
生ごみの灰分	4.3 %	6.0 %	5.8 %	5.2 %	5.0 %	5.4 %	
生ごみ可燃物	42.2 %	44.1 %	45.9 %	45.5 %	51.7 %	46.7 %	
高位発熱量	7970.0 KJ/kg	8337.5 KJ/kg	8685.0 KJ/kg	8607.5 KJ/kg	9777.5 KJ/kg	8825.0 KJ/kg	
低位発熱量	6622.5 KJ/kg	7080.0 KJ/kg	7467.5 KJ/kg	7367.5 KJ/kg	8690.0 KJ/kg	7622.5 KJ/kg	
乾燥ごみ縮成	紙、布類	46.2 %	56.7 %	55.0 %	52.8 %	47.5 %	51.5 %
	木、竹類	13.3 %	11.2 %	14.1 %	9.9 %	13.7 %	13.0 %
	不燃物類	0.3 %	0.2 %	0.3 %	0.3 %	0.3 %	0.3 %
	ビニール類	22.6 %	17.2 %	22.1 %	29.2 %	24.2 %	27.5 %
	厨芥類	17.4 %	14.5 %	8.2 %	7.6 %	14.1 %	7.5 %
	その他	0.2 %	0.2 %	0.3 %	0.2 %	0.2 %	0.2 %

保健衛生センター調べ

○3切り運動（使い切り・食べ切り・水切り）に取り組みましょう

保健衛生センターで処理されるごみの性質を分析すると、約50%が水分である事がわかります。生ごみを出すときに「水切り」をしっかりとすることで、ごみの減量化や焼却炉の燃料効率向上やダウンサイジング等により、地球環境への負荷が軽減されます。

また、作った料理の「食べ切り」、食材の「使い切り」に取り組むことにより、期限切れや食べ残しなどによるごみの減量と食品ロスの軽減につながります。

① 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進

<住民の行動>

- 環境の推進組織設置に向けた取り組みに協力し、4Rを推進します。
- 大量消費型生活スタイルを見直し、環境学習会に積極的に参加します。
- 環境団体の設立に向けた取り組みに積極的に参加、協力します。

<事業者の行動>

- 環境の推進組織設置に向けた取り組みに協力し、4Rを推進します。
- 環境団体の設立に向けた取り組みを積極的に支援します。

<行政の行動>

- 環境の推進組織を設置し、4Rを推進します。
- 生活スタイルを見直す啓発活動や環境学習会を開催します。
- 環境団体の設立に対し積極的に支援します。

◆ミニ環境辞典◆

4R（フォーアール）の推進 ～ゼロ・ウェイストへの挑戦～

4Rとは、Refuse（リフューズ：ごみの発生回避）、Reduce（リデュース：ごみの排出抑制）、Reuse（リユース：製品・部品の再利用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の4つの英語の頭文字を表します。この4つのRに取り組むことがごみを減らすためにはよい方法だと思われがちですが、「リサイクル」をするためには多くの費用とエネルギーが消費されるため、新しいものを作るよりも大量の資源とエネルギーを消費する場合があります。

普段の生活の中では、「4R」の順番に心がけ、限りある資源の有効活用、ゴミの削減を積極的に推進することが必要です。

さらに、資源やエネルギーなどの無駄や浪費をなくして、ごみを限りなくゼロにしていくという「ゼロ（なくす）ウェイスト（ごみ、無駄や浪費）」を目標に取り組みましょう。



② ごみの発生抑制推進

<住民の行動>

- 生ごみの分別収集に協力します。
- ごみと食品ロスを減らすために3切運動を実践します。
- 過剰包装品や使い捨て商品の購入や使用を控えます。
- 買い物にはエコバッグを利用します。
- 資源ごみの地域回収や小売店での店頭回収に協力します。

■資源化を高めるため、さらなる分別の徹底化に協力します。

<事業者の行動>

- 生ごみの分別収集に協力します。
- 食品ロスを減らすための取り組みを実践します。
- 過剰包装の抑制に取り組みます。
- エコバッグの利用促進に取り組みます。
- 資源ごみの店頭での回収に努めます。
- 資源化を高めるため、分別の徹底化に協力します。

<行政の行動>

- 生ごみの収集堆肥化事業に取り組むとともに、新しい取り組みを検討します。
- ごみと食品ロスを減らすために3切運動を推進します。
- 資源ごみ回収報償金制度の利用を推進します。
- エコバッグの利用促進に取り組みます。
- 資源化を高めるため、分別方法の周知に努めます。
- 令和10(2028)年度までに一人当たり年間ごみ排出量5%以上(15kg以上)を削減します。
- 町のホームページで、保健衛生センターで受入れた廃棄物の量などを公表し、住民の意識向上に努めます。
- 南那須地区広域行政事務組合や那須烏山市と連携して、廃棄物の発生抑制に努めます。

◆ミニ環境辞典◆

食品ロス(フードロス)

食べられる状態にあるにもかかわらず廃棄されてしまう食品のことです。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどが主な原因となっています。令和3年度農林水産省の推計によると、日本の1年間の食品由来の廃棄物は2,402万トンで、このうち食品ロスにあたるのは523万トンになります。

これは国連の1年間の食料支援量440万トンの約1.2倍にあたり、国民1人当たり1日114g(おにぎり1個分)を捨てていることになります。

食品ロス削減はSDGsの目標の一つとなっており、個人、事業者、自治体、NPO法人などさまざまな方面からの協力が必要です。

③ 廃棄物の適正処理及び資源化の促進

<住民の行動>

- 廃食油は、廃油石鹼を作成する等再利用に努めます。
- 生ごみの分別収集に協力するほか、家庭で堆肥化を図るなど資源化の取組を実践します。

<事業者の行動>

- 事業所から発生する廃棄物が最終処分されるまで責任をもって確認します。
- 資源化を高めるため、分別の徹底化に協力します。(再掲)

<行政の行動>

- 南那須地区広域行政事務組合や那須烏山市と連携して資源化を推進します。
- リサイクル品を地域住民に再利用してもらうための仕組みづくりを進めます。
- 廃食油の再生利用法を住民に対し普及啓発し再生利用の向上に努めます。
- 廃食油の再生活用やバイオマス利活用の調査・研究を進めます。

④ グリーン購入の推進

<住民の行動>

- 環境への負荷が小さいものを選ぶグリーン購入に取り組みます。
- 環境への負荷や健康への影響を重要視するグリーンコンシューマーになります。

<事業者の行動>

- 環境への負荷ができるだけ小さいものを選ぶグリーン購入に取り組みます。
- 資材等の調達について、環境への負荷が小さいグリーン調達をさらに推進します。
- 地域資源を活かしたグリーン商品開発を推進します。

<行政の行動>

- グリーン購入に係る情報を積極的に公開する等普及啓発に努めます。
- 環境への負荷が小さいものを選ぶグリーン購入に取り組みます。
- 地域資源を活かしたグリーン商品開発を支援、推進します。

◆ミニ環境辞典◆

グリーン購入

グリーンコンシューマー

「グリーン購入」とは、買い物の際、まず必要かどうかを考えて、必要な時は環境のことを考えて、長く大切に使い、ごみとして少なくなるものを購入することをいいます。

グリーンコンシューマーは訳すると「緑の消費者」となります。この「緑」は「環境にやさしい」を意味しており、買い物をするときに、できるだけ環境に配慮した製品を選んで購入する消費者のことをいいます。

2) 地球環境の保全

<現況>

地球温暖化は18世紀の中ごろ、産業の発展とともに大量の石油や石炭を消費するようになったことから始まったといわれています。

二酸化炭素やフロンガス等の温室効果ガスの排出により、この100年で日本の平均気温は約1度上昇したといわれています。地球はわずかな気温の変化でもバランスを崩し、地球温暖化や酸性雨、オゾン層破壊、異常気象など、全地球規模の環境の変化が問題となっています。一人ひとりの環境問題に対する関心は徐々に高まってきてはいますが、地球規模としては改善の方向に思うように進んでいないのが実情です。

本町においては、地球温暖化防止に向けた対策として、再生可能エネルギーの導入を推進しています。太陽光発電については、補助制度を活用した導入が進んでいます。

<課題>

今後、環境破壊縮減のため、温室効果ガス排出抑制を、一人ひとりが取り組む必要があります。

再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの実行など、国から町・個人が環境に配慮しながら、環境負荷の少ない社会を構築する必要があります。

◆ミニ環境辞典◆

COOL CHOICE (クール チョイス)

知っていますか？これ以上温度が上がると、地球はもう回復できない傷を負う可能性があることを。ここ100年で、日本の平均気温は約1℃上がりました。温暖化の大きな原因はCO₂の排出量が増えてしまったことによるものです。

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動が「COOL CHOICE」です。

例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという「選択」、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」のことをいいます。

① ライフスタイルの転換及び省エネ・省資源対策

<住民の行動>

- 暮らしのムダを発見し、意識改革を図るため、普段の行動の見直しを実践します。
- 家電製品の買い替えの際には、環境に優しい製品を積極的に購入します。
- 自動車を利用するときはエコドライブを心がけます。
- 廃食油を流さずストックし、廃油石鹼を作成する等再利用に努めます。
- 家電リサイクル等の取り組みを推進し、フロンを大気に放出しません。
- 電気自動車（EV）や低公害車（ハイブリッド自動車等）の購入に努めます。（再掲）

<事業者の行動>

- 自動車を利用するときはエコドライブを心がけます。
- エコ通勤に取り組みます。
- 事業所の設備更新時には省エネルギーに積極的に取り組みます。
- 廃食油を流さずストックし、町が進める廃食油再生に協力します。
- 事業活動の見直しを行い、省エネ・省資源運動に取り組みます。
- フロン排出抑制法、家電リサイクル法等に基づき、適切にフロンの回収を行います。
- 電気自動車（EV）や低公害車（ハイブリッド自動車等）の導入に努めます。（再掲）

<行政の行動>

- 住民・事業者・行政で再生可能エネ・省エネ計画を策定し、計画の推進運動を展開します。
- 自動車を利用する時はエコドライブを率先して行います。
- 意識改革を図るため、「COOL CHOICE」運動を推進するとともに、エコライフの情報を発信します。
- 脱フロン化の取り組みやフロン回収を率先して行うとともに、家電リサイクル等に関する啓発活動を行います。
- 廃食油の再生利用法を住民に対し普及啓発し再生利用の向上に努めます。（再掲）
- 電気自動車（EV）や低公害車（ハイブリッド自動車等）の普及促進に努めます。（再掲）

◆ミニ環境辞典◆ “とちぎ発” ストップ温暖化アクション
家庭でできる節電・省エネ・地球温暖化防止行動への取り組み

	No	節電・省エネ・温暖化防止行動	CO ₂ 削減量	節約額
冷 房 ・ 暖 房	①	冷房時の室温は28℃を目安にする	14.8kg	800円
	②	エアコンのフィルターをこまめに掃除する(月2回程度)	15.6kg	850円
	③	暖房(エアコン)時の室温は20℃を目安にする	26.0kg	1,410円
	④	電気カーペットの設定温度は「強」から「中」にする	91.0kg	2,380円
	⑤	こたつ布団に上掛けとこたつ敷布団をあわせて使う	45.0kg	2,440円
	⑥	こたつの設定温度を低めにする	15.9kg	860円
リ ビ ン グ	⑦	テレビの画面の明るすぎないように設定する	2.7kg	720円
	⑧	パソコンの電源オプションの見直しをする	13.3kg	330円
	⑨	白熱電球をLED電球に交換する	45.0kg	2,440円
冷 蔵 庫	⑩	冷蔵庫の季節に合わせて設定温度を調節する	30.2kg	1,630円
	⑪	冷蔵庫にはものを詰め込まない	21.4kg	1,160円
	⑫	冷蔵庫は無駄な開閉をしない	5.1kg	280円
	⑬	冷蔵庫を開けている時間を短くする	3.0kg	160円
	⑭	冷蔵庫は壁から適切な間隔で設置する	22.1kg	1,190円
キ ッ チ ン	⑮	火加減を適切に調整する	5.2kg	310円
	⑯	炊飯器の長時間保温はせず、使わない時はプラグを抜く	22.4kg	1,210円
	⑰	電気ポットの長時間保温はしない	52.6kg	2,850円
	⑱	食器を洗うときは低温に設定する	19.1kg	1,150円
	⑲	食器洗いのお湯の量を減らす	21.0kg	2,140円
掃 除 ・ 洗 濯	⑳	部屋を片付けてから掃除機をかける	2.7kg	150円
	㉑	モップや雑巾を使って掃除機をかける時間を減らす	8.0kg	430円
	㉒	洗濯物はまとめて洗う	14.1kg	3,970円
	㉓	衣類乾燥機は、自然乾燥と併用して使う	193.0kg	10,450円
風 呂 ・ 洗 面 所 ・ ト イ レ	㉔	こまめにシャワーを止める	30.7kg	2,670円
	㉕	お風呂は間隔をあけずに続けて入る	82.9kg	4,980円
	㉖	歯磨き中、水を流しっぱなしにしない	2.6kg	880円
	㉗	使わない時は、暖房便座のふたを閉める	17.1kg	920円
	㉘	暖房便座の設定温度を低くする	12.9kg	700円
	㉙	温水洗浄便座の洗浄温水の温度を低くする	6.7kg	370円

※CO₂削減量・節約額は1年あたりの値(出典:栃木県環境学習教材とちぎ未来ファンタジー)

② 再生可能エネルギーの活用

<住民の行動>

- 町や推進組織の呼びかけに応じ、再生可能エネルギー運動に協力します。
- バイオマスの利活用の調査研究に協力します。

<事業者の行動>

- 町や推進組織の呼びかけに応じ、再生可能エネルギー運動に取り組みます。
- バイオマス、利活用の調査研究に協力します。

<行政の行動>

- 行政・事業者・地域住民が一体となり再生可能エネ・省エネ計画を策定し、再生可能エネルギー運動を展開します。
- バイオマス活用推進計画の推進を図ります。
- 再生可能エネルギー開発を目指す企業を誘致できる環境を整備します。
- 再生可能エネルギーに取り組んでいる企業に対し支援協力をします。

③ 行政における率先行動

<行政の行動>

- 事業所（役場）として平成30年度に策定した地球温暖化防止実行計画に基づき、町が率先して次世代低公害車の導入、エネルギー効率が高い設備や機器の導入、町有林の整備等を図り、温暖化防止に努めます。
- 町は率先してグリーン購入に努めます。

④ 地球環境の啓発及び環境団体等への支援

<住民の行動>

- 地球規模で進行する環境問題に関して関心を持つように努めます。
- 環境団体の設立に向けた取り組みに積極的に参加、協力します。（再掲）

<事業者の行動>

- 地球規模で進行する環境問題に関して関心を持つように努めます。
- 環境団体の設立に向けた取り組みに積極的に参加、協力します。（再掲）

<行政の行動>

- エネルギーの有限性や異常気象・気候変動、熱帯雨林の破壊、酸性雨、オゾン層の破壊、砂漠化等地球規模で進行する環境問題に関しての啓発活動を行い、個々の取り組みへの参加を促します。
- 環境団体の設立に向け積極的に支援します。（再掲）
- 住民が環境問題について学習できるよう支援します。

◆ミニ環境辞典◆

季節に合わせたエコライフ（ムリ・ムダを避けて楽しくエコ）

節電・省エネの基本は設定・時短・組合せです。

エアコン、冷蔵庫、便座の設定温度、テレビの輝度など、一度設定を変更してしまえばの後はずっと節電できます。冷房、暖房は出かける15分前に切る、シャワーを1分短くするだけでも省エネにつながります。冷房ならエアコンと扇風機、よしず、打ち水などを組合せるとより涼しくなります。

3・4・5月（春）



- ・新生活の準備はムダに注意（エコ商品、地産地消、省エネラベル）
- ・春に増えるごみ対策は3つのR（リユース、リデュース、リサイクル）
- ・行楽のお出かけはエコドライブで（eスタート、アイドリングストップ）

6・7・8月（夏）



- ・梅雨の時期でも上手な家事で気分爽快（掃除、洗濯の工夫）
- ・何でもかんでも冷蔵庫に頼り過ぎない（詰め込まず開閉を減らす）
- ・知恵を使って暑さ対策（エアコンと扇風機をうまく併用）

9・10・11月（秋）



- ・食欲の秋は調理器具の省エネ対策（保温は4時間が目安）
- ・運動の秋だから移動手段もエコで（自転車の利用や車の乗合せ）
- ・秋の夜長は照明機器でエコを演出（場所に合わせた電球選び）

12・1・2月（冬）



- ・地球にやさしい暖房選び（暖房器具の特徴に合わせた省エネ）
- ・家族団らんであったかエコ（1か所で団らんすれば照明も暖房も1つ）
- ・寒い季節はお風呂でエコ（効率よくお湯を使う）

「栃木県地球温暖化防止活動推進センター」より

(4) 環境について考え行動するまち（環境教育、環境学習、参画と協働）

環境教育の充実と、様々な機会を通じて環境問題について学び、自主的・積極的に取り組む環境保全活動の実践に向け、各種の支援・連携体制を整え、それぞれの役割分担で協働し、「環境について考え行動するまち」の実現を目指します。

1) 環境教育・学習の推進

<現況>

本町内には、里山環境、水辺環境において、環境指標となる動植物が生息・生育しており、地域全体が豊かな自然環境に恵まれています。

このような地域性を踏まえ、各小中学校においては、環境教育に関する計画を策定し、教育活動全体を通して育成を目指す児童生徒像を明確にした上で、環境に関する学習を実施しています。また、各団体等では、環境学習会開催奨励金制度を活用した環境学習の場を設けることで、地域における環境学習が進行しています。

<課題>

本町では、要請に応じて担当職員等が環境出前講座を開催していますが、広く住民に向けた環境講座の開設やイベント開催等への取り組みに課題が見られます。

また、国や県の環境学習のサポートを行う各種制度（出前講座・クールチョイスとちぎ等）の活用を図っていくとともに、住民や事業所、学校へ提供する環境関連の情報を増やし、環境教育への積極的な取り組みを促進する必要があります。

①環境教育の推進

<住民の行動>

- 自ら環境について考え行動します。
- 子供たちが学んだことを、家庭や地域において共に考え、環境教育の推進に努めます。

<事業者の行動>

- 行政と連携を図り、住民に対しても行動するなどの働きかけに努めます。
- 職場内での啓発活動に努めます。

<行政の行動>

- 環境教育について積極的に推進します。
- 県や関係機関が作成した環境学習教材を提供するほか、出前講座等を定期的開催します。
- 事業所と協力し住民が参加しやすい活動を行います。

- 町のホームページ、広報紙、ケーブルテレビ等を活用し、環境教育について積極的に情報提供を行います。

② 環境学習の推進

<住民の行動>

- 自ら環境学習に取り組みます。

<事業者の行動>

- 事業者のもつ情報やノウハウを積極的に提供し、住民とともに行動します。

<行政の行動>

- 住民が参加しやすいような環境学習を積極的に推進します。
- 活用できる制度や事業について積極的に周知を図ります。
- 町や県、その他関係機関が実施する出前講座の推進や、各種イベントに合わせての環境学習の啓発を行います。

◆ミニ環境辞典◆ 環境教育とは

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりやその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

2) 住民・事業者活動の支援

<現況>

本町では資源ごみ回収報償金事業、多面的機能支払交付金事業等によって、各地区、団体の環境に対する取り組みについて支援を行っています。

しかし、事業者の支援については、事業者ごとの独自の取り組みに任せており、今後、町の支援は重要になると考えられます。

また、活動のネットワークについては、各団体において、個別に環境に関する取り組みを行っているため、それらを結びつけるような機会や機関の整備が十分とはいえません。

人材の育成については、環境活動の中心となる人材の発掘、育成・養成を行うため、環境に関する人材育成奨励金制度を設け、制度の周知を図っています。

<課題>

環境に対する取り組みや制度については、十分に活用されているとはいえない状況であり、今後、さらに周知を図る必要があります。

また、事業者の環境に対する取り組みについては、支援等を行う仕組みが整っていないため、今後は事業者に向けた各種制度等の整備を進めていく必要があります。

活動のネットワークについては、事業者や団体、地域住民等が情報や意見等の交換を行うことができる機会や場の創出が必要です。

人材育成については、環境に関する人材育成奨励金制度の活用を推進するとともに、住民の中から環境活動について、実践的な指導が行えるリーダー等の育成が課題となっています。

① 住民の取り組み支援

<住民の行動>

- 家庭、地域で環境問題への理解を深め、自らができる環境活動について積極的に取り組みます。

<事業者の行動>

- 事業者のもつ環境情報やノウハウを活用し、住民とともに行動します。

<行政の行動>

- 住民自らができる環境活動についての情報提供を行います。
- 資源ごみ回収報償金や環境学習会開催奨励金の交付を行います。
- 多面的機能支払交付金事業を行います。
- 町のホームページ、広報紙、ケーブルテレビ等を活用し、地域における環境活動に関する取り組みを紹介します。

② 事業者の取り組み支援

<住民の行動>

- 消費者の立場から、グリーン購入やエコバックの利用に努めます。

<事業者の行動>

- 環境に配慮した事業活動を行い、環境対策に取り組めます。

<行政の行動>

- 事業者の環境活動を積極的に支援します。
- 町のホームページ、広報紙、ケーブルテレビ等を活用し、事業者の環境活動に関する取り組みを紹介します。
- 事業者等の環境に対する取り組みについて、認定制度等の創設の検討を行います。

③ 活動のネットワークづくり

<住民の行動>

- 環境保全活動等へ積極的に参加するとともに、情報の共有に努め、住民相互の連携の輪を広げます。

<事業者の行動>

- 環境保全活動等へ積極的に参加するとともに事業者間の連携、交流を深めます。

<行政の行動>

- 環境保全活動の機会や場の提供等、住民や団体によるネットワークづくりを支援します。
- 住民、学校、事業者、団体等が交流できる環境イベント等を開催します。
- 環境に関する講座等を開催します。

④ 人材の育成

<住民の行動>

- 環境学習等の機会を通して環境についての理解を深めます。

<事業者の行動>

- 環境学習等を推進する実践的な指導を行える人材の育成に協力します。

<行政の行動>

- 住民の環境活動についての指導・助言を行える人材の育成を推進します。
- 環境活動についての助言指導を行える人材を養成する講座を開設します。

3) 仕組みづくり

<現況>

住民、事業者、行政機関がそれぞれに環境に関する取り組みを行っていますが、三者が連携したかたちでの取り組みに課題が見られます。

循環型社会の構築については、限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷の低減を図るため循環型社会の形成が望まれており、4R等の取り組みを行っていますが、現在は各個人の取り組みにまかせています。

大気や河川の水質保全等の取り組みについては、広域的に連携して取り組むべき課題ですが、現在は具体的な取り組みが十分ではありません。

<課題>

参画と協働について、住民、事業者、行政機関が協議できる組織が必要といえます。また、循環型社会の形成に向けて、一人ひとりの意識改革を行っていく必要があ

ります。

大気や河川の水質保全等の取り組みについては、町内だけでの取り組みでは改善が難しいと考えられます。今後、広域的に連携した取り組みを進めていく必要があります。

① 参画と協働による環境づくり

<住民の行動>

■住民、事業者、行政機関が連携できる組織づくりに参加、協力します。

<事業者の行動>

■住民、事業者、行政機関が連携できる組織づくりに参加、協力します。

<行政の行動>

■住民、事業者と連携した組織づくりを推進します。

■住民の誰もが参加できる行動目標を設定します。

② 循環型社会への取り組み

<住民の行動>

■4R活動等に積極的に取り組みます。

<事業者の行動>

■循環型社会形成に取り組みます。

■農業分野では有機物や農薬・化学肥料の適正利用に努めます。

■畜産分野では糞尿の適正処理、有効利用等、環境保全型事業の実施に努めます。

<行政の行動>

■循環型社会形成の取り組みを推進するとともに、啓発活動を実施します。

■4R活動を推進します。

■農業分野の有機物や農薬・化学肥料の適正利用を推進します。

■林業・畜産分野の環境保全を支援します。

③ 広域的連携

<住民の行動>

■広域的に行う環境についての取り組みに対しても積極的に参加、協力します。

<事業者の行動>

■広域的に行う環境についての取り組みに対しても積極的に参加、協力します。

<行政の行動>

■広域的な連携に向けて、県・近隣市町との推進体制づくりを進めます。

第2部 重点プロジェクトの推進

目指すべき環境像の実現に向けた基本的施策の中で、先導的役割を果たし、重点的に取り組んでいくべき施策を重点プロジェクトとして定め、積極的な推進を図っていきます。

プロジェクトの推進や実施にあたっては、行政・住民・事業者で構成されている環境のまちづくり推進会議において、各プロジェクトの具体的な目標や内容、推進方策、実施方法等について検討していきます。なお、必要に応じて、庁内組織や関係団体とのプロジェクトチーム等を設置します。

1 前期重点プロジェクトの実施状況

前期計画において設定した重点プロジェクトの令和4年度末時点の実施状況は下記のとおりです。

①美しい自然と共生するまち	
里山復元プロジェクト とちぎの元気な森づくり県民税事業の活用 10地域以上／5年の実施	【令和4年度末現在】 整備8ヶ所、 管理43ヶ所実施
②潤いと安らぎのあるまち	
生活排水処理水洗化率アッププロジェクト 生活排水処理人口水洗化率70%以上（5%アップ）	【令和4年度末現在】 73.4%
③循環型社会を目指すまち	
ごみ排出抑制プロジェクト 一人あたり年間排出量5%以上削減（14kg以上） 平成30年度 285kg	【令和4年度】 299kg（+14kg）
④環境について考え行動するまち	
環境実践プロジェクト 環境学習開催奨励金などを活用し、各種団体での 環境教育の推進を図る。	【令和元～4年度】 7団体実施

2 後期重点プロジェクトについて

後期計画の重点プロジェクトと目標を下記のとおり定め、積極的な推進を図っていきます。

□ 那珂川重点プロジェクト □

(1) 美しい自然と共生するまち

★里山復元プロジェクト

【数値目標】 森林環境譲与税事業の推進

森林整備 50 ha / 5年

(2) 潤いと安らぎのあるまち

★生活排水処理水洗化率アッププロジェクト

【数値目標】 5年以内に生活排水処理人口水洗化率 78%以上

(3) 循環型社会を目指すまち

★ごみ排出抑制プロジェクト

【数値目標】 5年以内に一人あたり年間排出量 5%以上削減

(15 kg以上)

(4) 環境について考え行動するまち

★環境実践プロジェクト

【目標】 環境学習開催奨励金などを活用し、各種団体での
環境教育の推進を図る

第3部 第2次那珂川町環境基本計画後期計画の実行に向けての住民、事業者、行政の各主体の役割と責務

本計画の目的を達成するには、住民、事業者及び行政等がそれぞれの立場で取り組み、かつ協働し、より良い那珂川町の環境の保全と創造に努力していくことが重要です。そこで以下に各行動主体の役割と責務を示しました。

1 住 民

日常生活における様々な行動は、何らかの形で環境に負荷を与えています。住民一人ひとりが与える負荷はわずかであっても、その総量は大きなものになります。そして、環境への負荷は今や地球規模で、かつ次世代にまで影響を及ぼす深刻な問題となっています。

住民は、本町の生活環境、自然環境に加えて地球環境が共有のものであるとの認識を持ち、人間と環境との関わり合いについて理解を深めるとともに、日常生活のあり方を省みて、環境への負荷をできるだけ生じさせないように心がけるなど、環境に配慮したライフスタイルに改める必要があります。

また、地域住民の協働により地域の美化活動を行うなど良好な地域環境の保全に努めることが求められます。

さらに、環境に関する法令等を遵守し、国、県、町等が実施する環境保全施策に積極的に協力していく必要があります。

2 事業者

事業者の環境保全への取り組みは、地球全体への環境負荷を低減するのに非常に大きい役割を占めています。地球環境問題もその原因をたどれば、少なからず事業活動にともなう要因が考えられます。

事業活動にともなう周辺環境への影響を十分認識し、事業の展開に際しては環境保全に関する体制の整備等を自主的に進めることが望ましく、生産物の製造、流通、消費、廃棄のそれぞれの段階で、環境への負荷が低減されるよう必要な措置を講じる責務があります。

また、汚染物質の排出削減、廃棄物の減量化及び適正処理、資源及びエネルギー利用の環境効率性の向上、開発にともなう環境負荷を低減することはもとより、所有地を中心とする緑化、地域の美化運動や環境重点施策への参加等、住民との地域環境保全・環境配慮への取り組みを進める必要があります。

さらに、環境に関する法令等を遵守し、国、県、町等が実施する環境保全施策に積極的に協力していく必要があります。

3 行 政

町は、緊急の課題である、不法投棄対策はもとより、町内の環境汚染防止、ごみの減量化・リサイクルの促進等により環境への負荷を低減し、自然環境の保全等により恵み豊かな環境保全を推進する中心的な役割を担うものであります。

地域・住民の取り組みの調整者及び主たる推進者としての役割を踏まえて、環境保全のための基本的な計画の策定等、自らの諸施策を総合的かつ体系的、積極的に進める必要があります。

また、住民及び事業者の環境保全、環境の向上に対する意識啓発を図るとともに、環境重点施策等の環境保全活動に住民・事業者とともに参加・実践する体制の構築を検討し、実行する必要があります。

さらに、住民、事業者のみならず近隣地域や国・県の関係機関との緊密な連携を図り、協働しながら、地域環境の保全は地球環境の保全になるとの広域的な視点で町の環境保全及び取り組みの総合性を確保する必要があります。

4 滞 在 者

旅行等で本町に滞在する方は、住民と同様に本町の生活環境、自然環境に加えて地球環境が共有のものであるとの認識を持って行動する必要があります。

計画推進のイメージ図



第4部 第2次那珂川町環境基本計画後期計画の推進

第2次那珂川町環境基本計画後期計画（以下、後期計画）は環境行政の基本となるものであり、計画や施策の策定から実施にあたっての目安となるものです。

計画の推進にあたっては、次に示すマネジメントスタイルにより、実効あるものとして実践します。

1 実行計画

(1) 策定

町は、後期計画に掲げられた事項に基づき、特に重点プロジェクトの実施に関して、今後、策定する計画や施策に反映させ、望ましい環境像の実現を目指します。

このため、町は住民、事業者及び町の各行動主体が参画する「環境のまちづくり推進会議」において、後期計画推進のための行動計画を策定します。

住民、事業者においては、後期計画に掲げられた各種の施策をより効果的に推進していくため、策定された行動計画に基づき、望ましい環境像の実現を目指します。

(2) 実行

住民、事業者そして町は、望ましい環境像をめざし、後期計画に掲げる取り組みを実行することが必要です。住民、事業者は、後期計画に基づいた行動計画をもとにして、自主的な取り組みを実行します。また、町は計画に基づく施策を積極的に推進していきます。

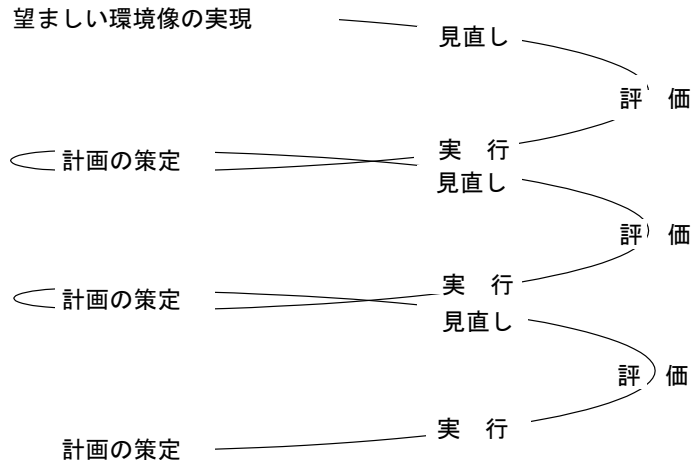
(3) 評価

後期計画に基づく施策や取り組みの実施状況、実施による効果を整理し、評価します。

(4) 見直し

評価に基づき見直しを行い、次期計画に反映させます。

後期計画 実行の流れ

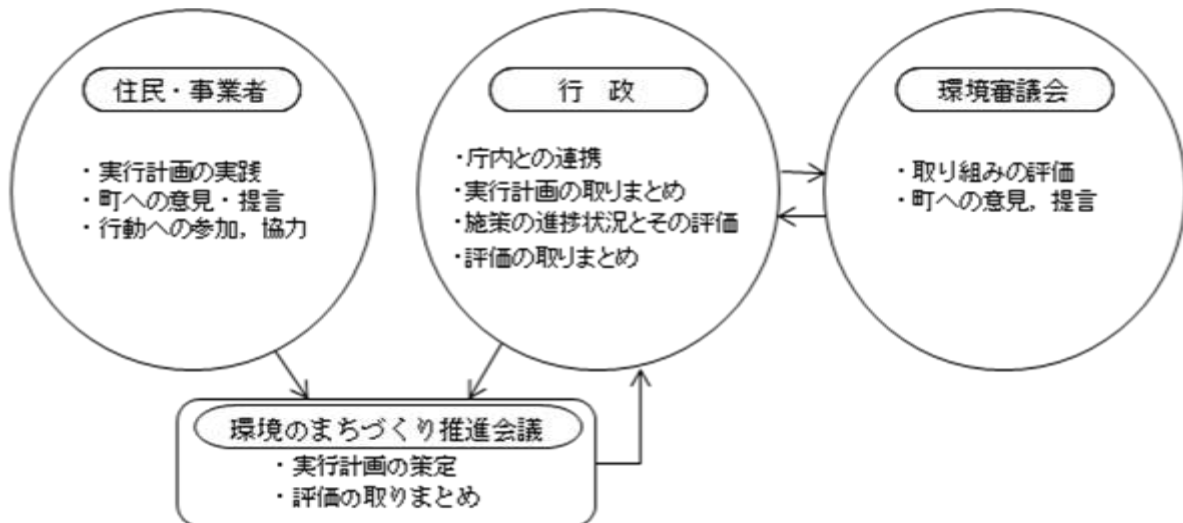


2 進行管理体制

町は、総合的な環境施策の推進のため、「環境のまちづくり推進会議（住民・事業者・行政）」を中心とし、町の施策のみならず、住民・事業者で実践されている環境保全に関する取り組み状況を把握し、評価の取りまとめを行います。

環境審議会では、町から報告される取り組みの状況や評価の取りまとめに対し、環境に関する専門的見地から取り組みの評価や取り組みにあたっての意見・提言を行います。

後期計画進行管理体制



参 考 資 料

1. 第2次那珂川町環境基本構想
2. 那珂川町環境基本条例

第2次那珂川町環境基本構想

基本構想

「第2次那珂川町環境基本構想」は、令和10（2028）年度を目標年次とし、住民、事業者、行政がともに目指す望ましい環境像の実現に向けた取り組みの基本方向を示すものです。

1 計画の目標

(1) 望ましい環境像

計画策定の基本方針、本町の特性、環境上の課題等を踏まえ、本町が目指す望ましい環境像を次のように設定します。

清流と水と里山

人と自然が共生する安全安心なまち

～豊かな自然環境とともに歩むまちを目指して～

本町は、町面積の64%を森林が占め、「日本の原風景」ともいふべき素晴らしい自然環境を有する八溝山系に属しています。また、雄大な清流那珂川が旧町境を南流しており、その右岸は流れに沿って比較的平坦な沃野が開け市街地が形成されています。一方、左岸は武茂川が貫流し、その下流に市街地が形成されています。

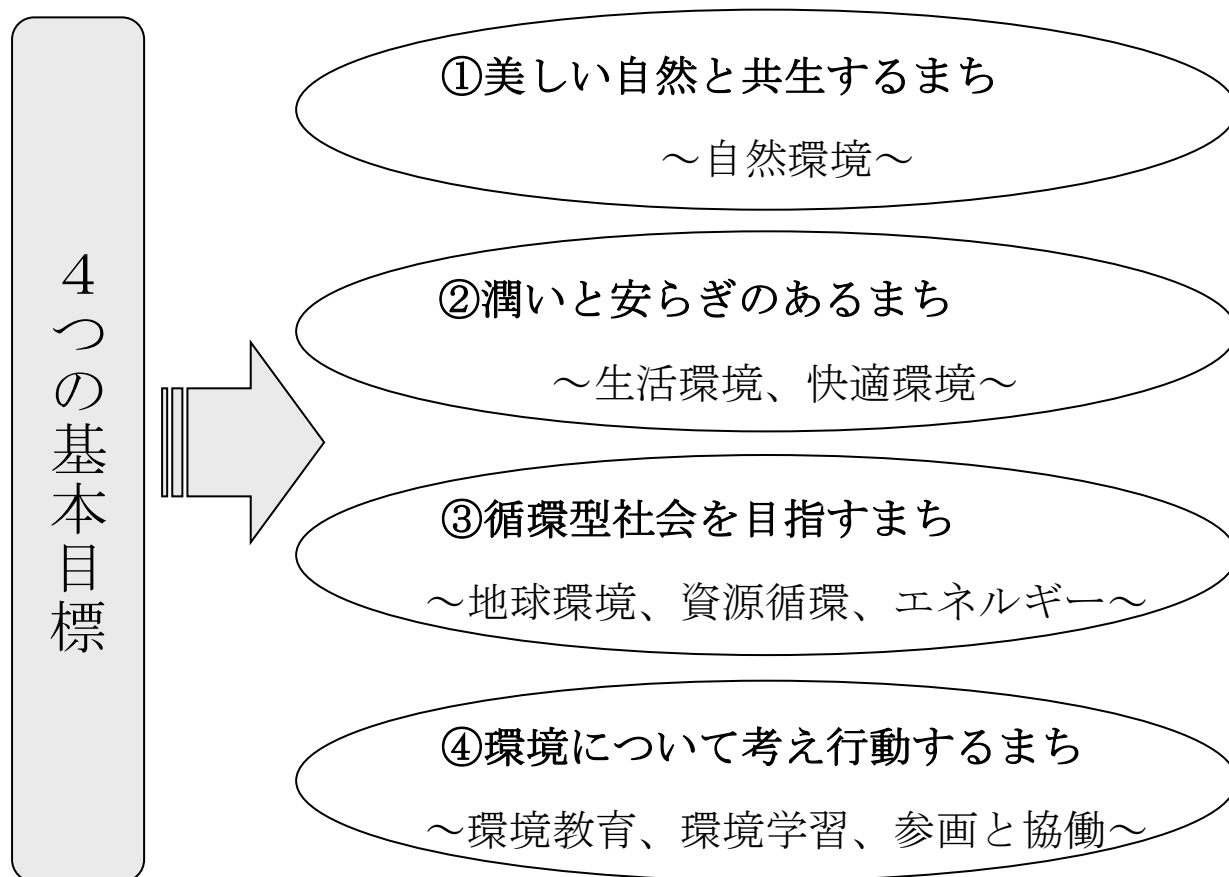
本町は、古くから那珂川を中心として栄えてきた地域であり、縄文・古墳時代からの貴重な文化史跡が点在し、奈良・平安時代には那須国の政治、文化、交通の要衝として発展した形跡を残しています。

アンケート調査では、残したい環境・大切にしたい環境として、豊かな緑の森林環境、美しい河川環境、田園環境、古代から継承されてきた歴史文化的環境等が挙げられ、次世代への継承が望まれています。

この豊かな環境を守り育てていくことが自然と共生する基盤であるとの基本認識のもと、住民、事業者、行政各々が自らの責務を認識しつつ、先人たちが築き上げた豊かな個性ある地域環境を次代に継承していくことが必要です。

そのため、自然環境への負荷の少ない、循環型のまちづくりや生態系の保全を進めるとともに、さらに近隣市町と連携を図りながら、広域的視点からも健全な環境づくりを進めていきます。

望ましい環境像「清流と水と里山 人と自然が共生する安全安心なまち ～豊かな自然環境とともに歩むまちを目指して～」の達成に向けて、次の4つの基本目標で構成します。



(2) 基本目標の内容

望ましい環境像を構成する4つの基本目標が目指す内容は次のとおりです。

① 美しい自然と共生するまち（自然環境）

本町は河川・森林・農地等多くの自然環境に恵まれています。これらの自然環境は私たちの暮らしに潤いとゆとりを与えるだけでなく、水の涵養や大気・水質の浄化機能等環境保全機能を持ち、また、多様な生物の生息地となっています。これら豊かな自然環境の保全に向け、環境への負荷の少ない人と自然が共生するまちづくりを推進します。

② 潤いと安らぎのあるまち（生活環境、快適環境）

従来の産業型公害に加え、日常生活や通常の事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁等の都市・生活型公害が問題となっていることから、身近なところからの日常的な環境保全に取り組み安全安心なまちづくりを推進します。

また、公園・緑地等の身近な緑化や景観の形成、美しい里山や田園風景等の自然景観の保全に取り組み、潤いと安らぎのあるまちづくりを推進します。

③ 循環型社会を目指すまち（地球環境、資源循環、エネルギー）

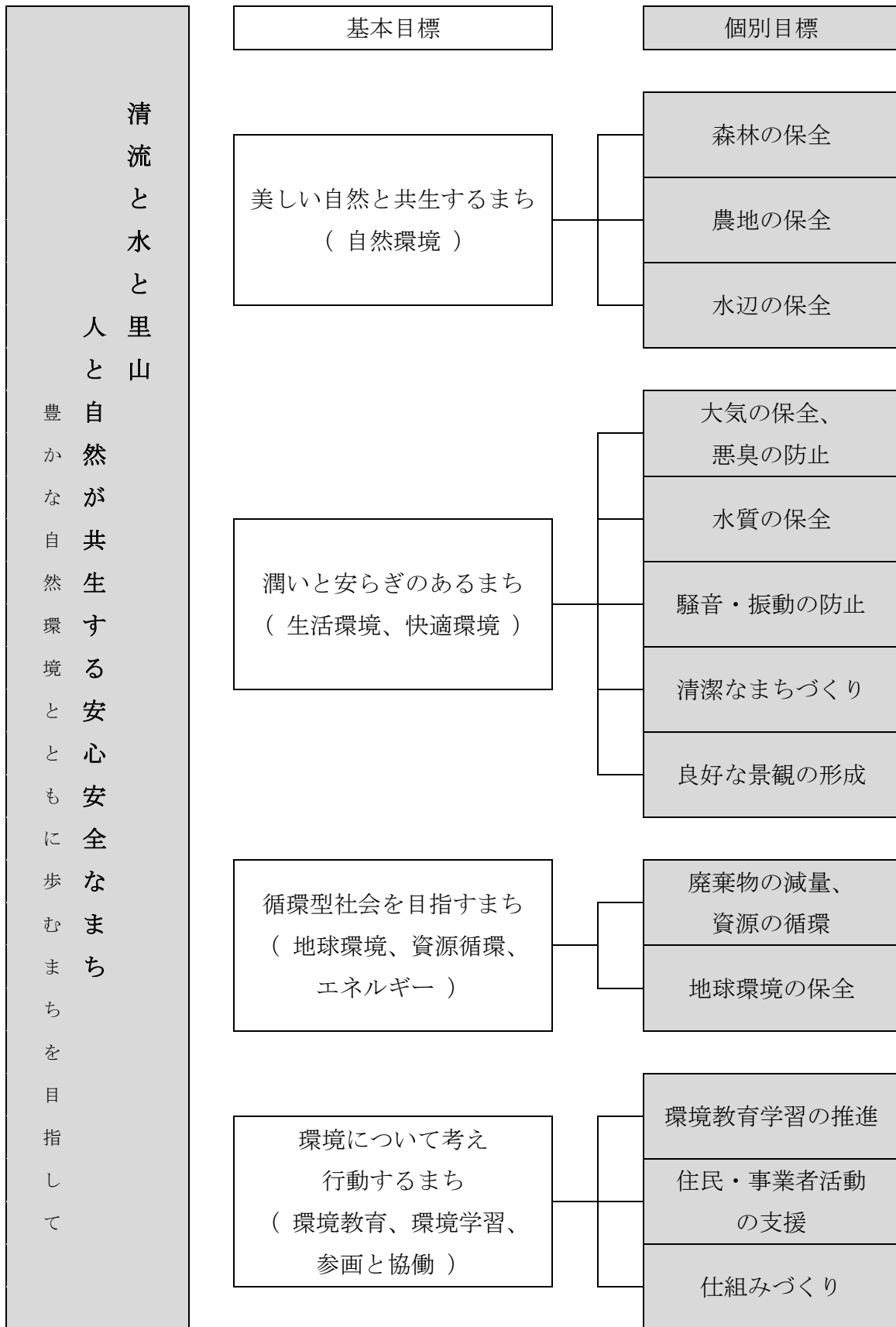
大量生産・大量消費・大量廃棄のシステムは、有限である資源を消費し、ごみ問題、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊等地球規模での環境問題を引き起こしています。

一人ひとりが限りある資源を大切にし、ごみの発生抑制・再利用・リサイクル、省エネルギー型の生活スタイルへの転換や新エネルギーの利用を図り、循環型社会を目指すまちづくりを推進します。

④ 環境について考え行動するまち（環境教育、環境学習、参画と協働）

今日の様々な環境問題を解決していくためには、住民、事業者、行政のみならず、地域組織や学校等の各種団体を含む全ての主体が、環境負荷や環境保全のために必要な行動を認識し、それぞれの役割分担のもと、相互連携を図りながら、自主的かつ積極的な取り組みを推進することが必要です。

各主体が環境問題への理解を深めるために、環境教育・環境学習等の充実を図るとともに、環境行動の実践を図るため、各種の支援・連携体制を整備し、環境について考え行動するまちづくりを推進します。



2. 那珂川町環境基本条例

平成17年10月1日

条例第116号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策(第8条—第10条)

第3章 環境の保全に関する推進施策(第11条—第24条)

第4章 環境審議会(第25条)

附則

那珂川町は、緑豊かな八溝山系の丘陵地と那珂川、武茂川の清流の恵みを受けて古代よりたゆまぬ歴史と文化の積み重ねにより発展してきた。

しかし、都市化のひずみや生活様式の変化に伴って様々な環境問題が生じている。

私たちは、恵み豊かな環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この環境を守りさらにより良い環境にするための努力を怠らず、将来の世代に承継していく責務を有している。

私たちは、自らの活動が私たちのまちばかりでなく、地球環境にも重大な影響を与えていることを認識し、町、事業者及び町民が相互に協力し合うことにより、私たちのまちが人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会になることを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、並びに町、事業者、町民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 安全で快適な生活環境、良好な自然環境を保持し及び保護するとともに、適切に環境の向上を図ることをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、住民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、その環境が将来の世代に継承されるように適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全は、人と自然が共生することができ、かつ環境への負荷が少ない循環を基調とした、持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行わなければならない。
- 3 環境の保全は、すべての者が参加し、適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組まなければならない。
- 4 地球環境の保全は、すべての者が自らの活動と地球環境とのかかわり合いを認識し、それぞれの事業活動、日常生活において推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する地域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 町は、環境施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う公害の発生を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、廃棄物の抑制及び適正な処理を図るとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減につながる原材料、役務等の利用に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は基本理念にのっとり、その事業活動に関し環境の保全、緑化推進等に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり日常生活における資源及びエネルギーの節約、廃棄

物の排出の抑制等環境への負荷を減らすことに努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、町民は基本理念にのっとり、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 通勤、通学、旅行等で本町に滞在する者は、環境への負荷の低減その他の環境の保全等に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 町は、環境の保全に関する施策を策定し及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 環境問題の意識を高めること。
- (2) 自然との共生を目指すこと。
- (3) 美しい水と緑の自然を継承すること。
- (4) 環境への負荷を減らすこと。
- (5) 循環型社会への転換を目指すこと。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標及び施策の方向性
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、町民、事業者又はこれらの者の組織する団体(以下「町民等」という。)の意見を反映する措置を講ずるものとする。

4 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ那珂川町環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書の作成、公表)

第10条 町長は、毎年度、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況を明らかにした年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 環境の保全に関する推進施策

(環境への配慮)

第11条 町は、施策を策定し及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮するものとする。

(規制等の措置)

第12条 町は、公害を防止するため必要な指導、助言、規制等の措置を講ずるものとする。

2 町は、前項に定めるもののほか、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第13条 町は、町民等が自ら行う環境への負荷の低減に係る施設の整備その他の環境の保全に関する活動を推進するため、必要があると認めるときは経済的な助成措置を講ずるように努めるものとする。

(施設整備の推進)

第14条 町は、廃棄物及び下水の処理施設等の環境への負荷の低減に資する施設並びに公園、緑地等の自然と人との触れ合いを図るための施設の整備を推進する必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用の推進)

第15条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民等による資源の循環利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設及び維持管理その他の事業に当たっては、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境管理の促進)

第16条 町は、環境への負荷の低減を図るため環境管理に関する体制の整備に努めるとともに、事業者その他のものが制度を導入できるよう促進に努めるものとする。

(環境教育、学習の振興)

第17条 町は、関係機関及び関係団体と協力して、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、町民等がその理解を深めるとともに、これらのものの環境保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(町民等の自発的活動の促進)

第18条 町は、町民等が自発的に行う環境の保全に資する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 町は、前2条の規定を推進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第20条 町は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査及び研究を行うよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第21条 町は、環境の状況を把握し及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全に関する施策の調整及び推進)

第22条 町は、環境の保全に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(町民等の意見の反映)

第23条 町は、町民等の意見を環境の保全に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第24条 町は、地球温暖化の防止その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進する。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第25条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、那珂川町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 年次報告に関すること。
- (3) その他環境の保全における基本的な事項に関すること。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

清流と水の里山
人と自然が共生する安心安全なまち
～豊かな自然環境とともに歩むまちを目指して～

第2次那珂川町環境基本計画

(後期計画)

令和 年 月
栃木県那珂川町